

保安林解除申請の手引き

(申請者用)

令和3年11月

長崎県林政課

は じ め に

森林は洪水の緩和、土砂の崩壊、濁水を緩和し水をはぐくむ水源涵養などの公益的機能を有しています。

これらの公益的機能をより高度に発揮させるため、特に必要のある森林を森林法（明治30年制定）に基づいて保安林に指定しています。

長崎県では、令和3年3月末現在森林面積の29.6%（国有林21,129ha、民有林50,694ha）が保安林に指定されていますが、国土開発の進展にともなって、森林地域でも各種の開発が行われ、保安林の指定の解除が必要となる場合が増加しています。

本来、保安林は制度の趣旨からして、森林以外への転用を抑制すべきものです。

保安林の転用に係る指定の解除は、一定の条件を満たした場合になしうるもので、転用を目的とする解除については、級地区分、用地事情、面積、代替施設の設置等いろいろのことが要求されています。

このため、保安林の解除申請の手続きを円滑に、かつ、正しく実施していただくために本書を作成しました。

まず、お考えになっている事業内容について、あらかじめ県に相談されることが手続きの第一歩といえます。

目 次

第1	保安林制度について	1
1	保安林制度の概要	2
	県内の保安林箇所数及び面積	2
	保安林制度の体系	3
2	保安林の種類と権限者	4
3	流域別市町一覧表	4
第2	保安林の解除について	5
1	保安林解除申請ができる者	6
	(1) 地方公共団体の長	6
	(2) 直接の利害関係を有する者	6
	別表1 直接利益を受ける者等	7
2	解除の要件	10
	(1) 指定理由の消滅	10
	(2) 公益上の理由	10
	(3) 転用を目的とする解除の方針	10
	ア 「指定の理由の消滅」による解除	10
	イ 「公益上の理由」による解除	13
	別表2 国等以外の者が実施する事業	14
	《保安林の転用に係る保安林の解除の要件一覧》	16
3	解除の権限	17
	(1) 農林水産大臣権限	17
	(2) 都道府県知事権限	17
4	解除の取扱い	17
	(1) 第1級地	17
	(2) 第2級地	18
	(3) 代替施設の設置等の確認に関する措置	18
	(4) 告示	19
5	その他手続き上の留意事項	19
	(1) 事業者に対する指示等	19
	(2) 長崎県森林審議会に諮問する基準	19
	ア 解除に係る転用面積が1ヘクタール以上のもの	19
	イ 転用解除に係る面積が1ヘクタール未満	19
	(3) 解除予定保安林における法第34条第2項の許可の取扱い	19
	(4) 事業実施期間が長期にわたる保安林の転用に係る解除事務	19
	ア 保安林解除の予定通知	19
	イ 作業許可及び確定告示の取扱い	19
第3	保安林の解除の申請について	20
1	保安林解除の流れ	21
	(1) 国有保安林（国有林野又は官行造林地以外）又は民有保安林 （重要流域に存する1～3号保安林）	21
	※別添①	22
	(2) 農林水産大臣協議を必要とする民有保安林 （重要流域以外に存する1～3号保安林）	23
	(3) (1)・(2)以外の民有保安林	24
	※別添②	25
第4	事前相談について	26
1	事前相談について	27
	(1) 事前相談の手続きや対象項目等	27

(2) 事前相談の回答に要する期間 -----	27
様式1 事前相談申出書 -----	28
第5 保安林解除申請書の作り方 -----	29
1. 転用に係る保安林の解除申請について -----	30
(1) 転用に係る保安林解除の進達書類等の編さん順序 -----	30
(2) 指定の解除の留意事項について -----	31
ア 大臣協議 -----	31
イ 解除申請書の提出部数等 -----	32
ウ 解除に伴う分筆・合筆の取り扱い -----	32
エ 解除申請の添付書類 -----	32
オ 解除申請書作成の留意点 -----	33
カ 解除の標準処理期間 -----	33
キ 解除予定地での工事の着手 -----	33
ク 申請書の提出時期について -----	34
ケ 解除申請面積について -----	34
コ 権利関係の把握について -----	34
サ 事業の着手について -----	34
シ 事業の実施について -----	34
ス 保安林の解除予定通知及び取り消し -----	34
2. 保安林解除申請書等に必要な書類について -----	35
(1) 保安林解除申請書として提出を要する書類等 -----	35
(2) 林野庁に提出する保安林解除申請書類に係る添付書類の簡素化 -----	42
第6 保安林の解除申請書の様式等について -----	44
保安林解除申請書の様式及び記載方法について -----	45
(1) 申請書 -----	45
①申請書の様式及び記載例 -----	45
②申請書の記載上の注意 -----	47
(2) 事業計画書 -----	48
①事業計画書の様式及び記載例 -----	48
②事業計画書記載上の注意 -----	52
工事工程表 -----	56
転用前後の用途別面積 -----	57
土量計算書 -----	59
別紙1 事業経費 -----	61
(3) 代替施設計画書 -----	62
①代替施設計画書の様式及び記載例 -----	62
②代替施設計画書の記載上の注意 -----	67
別紙2 代替施設事業経費 -----	72
工事工程表 -----	73
様式1 同意書 -----	74
様式2 保安林解除同意書 -----	75
様式3 土地使用承諾書 -----	76
第7 保安林予定告示後の手続きについて -----	77
1 事業の実施時期 -----	78
2 手続きについて -----	78
(1) 作業許可申請 -----	78
(2) その他留意事項 -----	78
(3) 保安林内立木伐採届出書 -----	79
3 保安林内作業許可に係る申請書等の様式 -----	80
様式1 保安林（保安施設地区）内作業許可申請書 -----	80
様式2 保安林（保安施設地区）内立木伐採届出書 -----	81

様式 3	行為着手（完了）報告書	82
様式 4	代替施設（事業計画）変更承認申請書	83
様式 5	作業許可標識の様式	84
様式 6	災害発生届	85
第 8	保安林の転用に係る事業又は施設の設置の基準	86
1	基準	87
2	技術的細則	88
3	作成の資料	100
(1)	マニングの粗度係数 (n)	100
(2)	河川計画について	101
I	適用範囲区分	101
II	降雨強度式	102
	降雨強度式適用地区分割図	103
①	長崎地区	105
②	県央地区	106
③	島原地区	107
④	佐世保地区	108
⑤	田平地区	109
⑥	大瀬戸地区	110
⑦	下五島地区	111
⑧	上五島地区	112
⑨	壱岐地区	113
⑩	対馬地区	114
III	降雨強度式適用例	115
(3)	洪水調整池等の設置計画の考え方	118
(4)	洪水管理者との協議	120
第 9	県内の保安林担当振興局と管轄区域について	121
	担当振興局と管轄区域一覧表	122

第 1 保安林制度について

1 保安林制度の概要

我が国は火山等による脆弱な地質、多くの断層、急峻な地形等に加え、台風の襲来や梅雨時期等での集中豪雨等厳しい自然条件にあって、洪水や干ばつ、山崩れ、津波等により甚大な被害に見舞われてきました。

我が国の7割は森林で占められていますが、森林は木材等を供給する経済的機能のほか、水源の涵養、生活環境の保全形成等の公益的機能を有しています。

これらの公益的機能の発揮により田畑や生活環境を守る役割を果たしている森林については、古くは水持山や水林、砂留山や砂防林、留山と称して特別に保護していました。

保安林制度は、これらの機能の高揚を目指し、明治30年に森林法の制定により法制度として確立されたもので、保安林の指定、解除、管理等の行政事務は森林法の定めるところにより行われています。

保安林に指定された森林においては、指定の目的を達成するために指定施業要件による立木の伐採規制や土地の形質変更行為等の規制を受けるとともに、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地では植栽義務が課せられます。また、規制に伴う損失補償のほか、税制、融資の優遇措置等が講じられています。

長崎県の保安林箇所数及び面積

(単位：面積 ha)

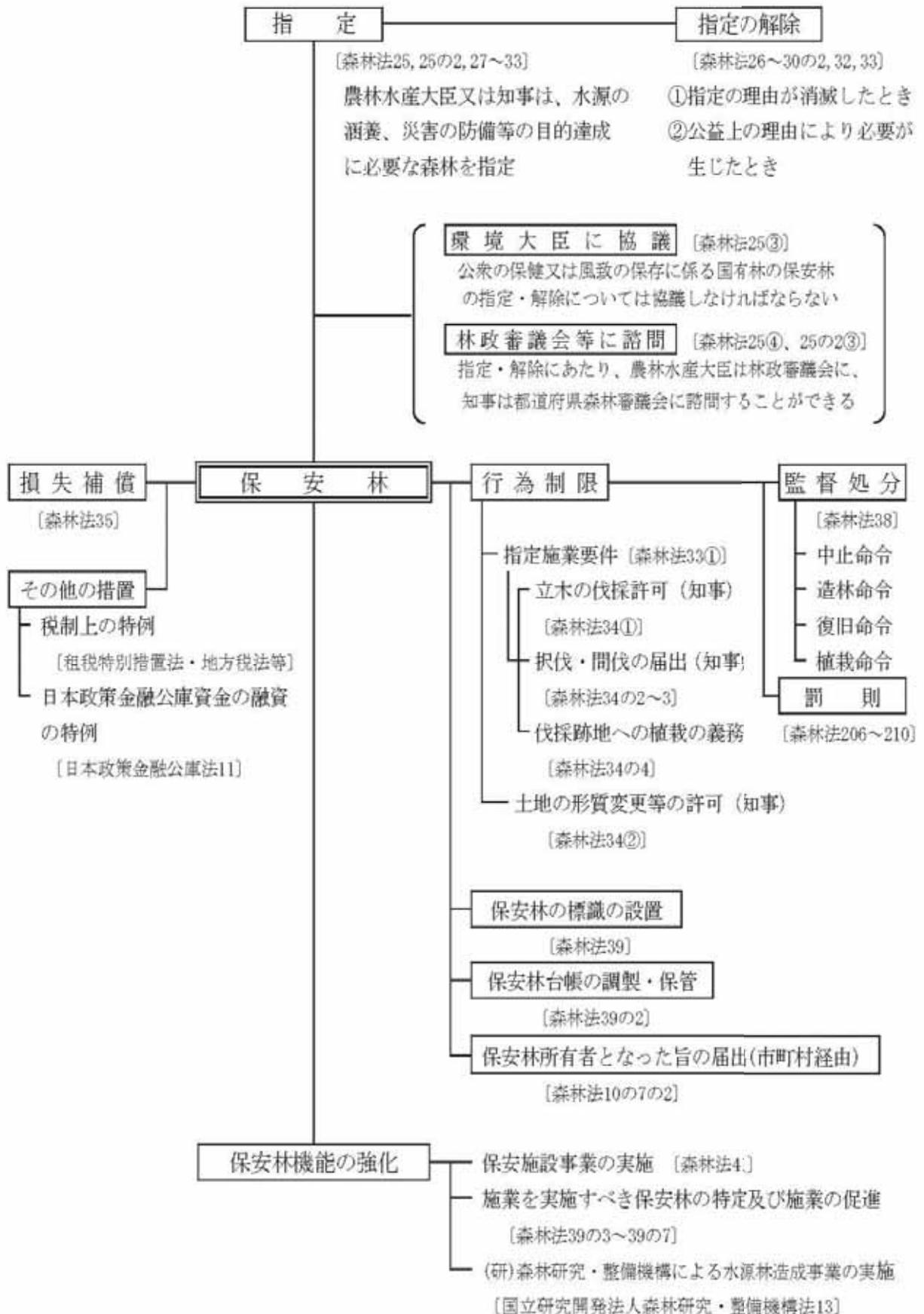
区 分	総 数		国 有 林		民 有 林	
	箇所数	面 積	箇所数	面 積	箇所数	面 積
水源かん養	394	37,481	69	14,490	325	22,991
土砂流出防備	(38) 1034	(282) 19,626			(38) 1,019	(282) 17,899
土砂崩壊防備	(1) 295	(30) 444	(1) 1	(30) 82		294 361
飛砂防備	13	36			13	36
防 風	(2) 174	(2) 399			(2) 167	(2) 323
潮害防備	(34) 23	(109) 32	(6)	(66)	(28)	(42) 32
干害防備	(3) 141	(164) 8,857	(2) 17	(154) 3,558	(1) 124	(10) 5,299
落石防止	42	60			42	60
防 火						
魚 つ き	(14) 497	(143) 2,429	(3) 11	(67) 877	(11) 486	(76) 1,552
航行目標	(11) 13	(629) 29	(6) 1	(627) 15	(5) 12	(2) 14
保 健	(72) 51	(4,922) 2,405	(14) 1	(1,577) 300	(58) 50	(3,345) 2,106
風 致	(2) 14	(11) 23	(1) 1	(9) 4	(1) 13	(2) 19
計	(177) 2,691	(6,291) 71,822	(33) 123	(2,529) 21,129	(144) 2,568	(3,761) 50,694

(注) ① ()書は、上位保安林との兼種指定で、外数である。R3. 3. 31現在

② 四捨五入のため、計と一致しない場合がある。

③ 数値は、令和2年度 長崎県の森林・林業統計

保安林制度の体系



注：〔 〕は根拠法及び規定条文

2 保安林の種類と権限者

種 別		森林法第 25 条第 1 項に列挙する目的		解除権限
国 有 林	国有林の保安林（全部）			農林水産大臣 （直接執行事務）
	官行造林地の保安林			
	部分林の保安林			
民	水源涵養保安林	1	水源の涵養	重要 流域
	土砂流出防備保安林	2	土砂の流出の防備	
	土砂崩壊防備保安林	3	土砂の崩壊の防備	
有	水源涵養保安林	1	水源の涵養	重要 流域 以外
	土砂流出防備保安林	2	土砂の流出の防備	
	土砂崩壊防備保安林	3	土砂の崩壊の防備	
保 安 林	飛砂防備保安林	4	飛砂の防備 飛砂の防備	都道府県知事 （自治事務） ※保安施設事業等の 施工地の場合には、 同意を要する。 （法廷受託事務分も 同様）
	防風保安林	5	風害の防備	
	水害防備保安林		水害の防備	
	潮害防備保安林		潮害の防備	
	干害防備保安林		干害の防備	
	防雪保安林		雪害の防備	
	防霧保安林	6	霧害の防備	
	なだれ防止保安林		なだれの危険の防止	
	落石防止保安林	落石の危険の防止		
	防火保安林	7	火災の防備	
林	魚つき保安林	8	魚つき	
	航行目標保安林	9	航行の目標の保存	
	保健保安林	10	公衆の保健	
	風致保安林	11	名所又は旧跡の風致の保存	

指定：法第25条、第25条の2

解除：法第26条、第26条の2

3 流域別市町一覧表

流域名	流域の区分		市 町 名	所管振興局名
	重要 流域	その他		
中半島部	○		長崎市、諫早市、大村市、西海市、 長与町、時津町、東彼杵町	県央振興局
	○		島原市、雲仙市、南島原市	島原振興局
佐賀県境～川棚川		○	川棚町、波佐見町	県央振興局
		○	佐世保市、松浦市、佐々町	県北振興局
島しょ		○	平戸市、小値賀町	県北振興局
		○	五島市、新上五島町	五島振興局
		○	壱岐市	壱岐振興局
		○	対馬市	対馬振興局

第2 保安林の解除について

保安林とは、水源の涵養、災害の防備、生活環境の保全・形成等、森林の持つ公益的機能の維持増進を図ることを主な目的として農林水産大臣及び都道府県知事が指定した特定の森林ですが、年月の経過とともに森林の状況や保全対象が変化し、保安林に指定した理由がなくなる場合があります。また土地利用上、どうしても保安林を他の公益的な目的等のため森林以外の用途に供されなければならない事態が発生することもあります。このような事態に対応するため、森林法では、いかなる場合に保安林の指定を解除できるかについて、次のように定めています。

1 保安林解除申請ができる者

保安林解除の申請ができるのは、「解除に利害関係を有する地方公共団体の長」又は「解除に直接の利害関係を有する者」に限られます。（森林法第27条第1項）

(1) 地方公共団体の長

地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区）の長については、直接の利害関係がなく間接の利害関係にとどまる場合でも申請の資格を認められています。

(2) 直接の利害関係を有する者

「直接の利害関係を有する者」とは、①保安林の解除に係る森林の所有者、②その他権原に基づきその森林の立木竹若しくは土地の使用又は収益をする者、③保安林の解除により直接利益を受ける者、④現に受けている利益を直接害され、若しくは害される恐れがある者です（別表1参照）。

別表1

保安林の種類	直接利益を受ける者等
水源涵養保安林	<p>1 洪水の防止については、過去の災害状況、地形、土地利用状況等から保安林の指定又は解除等の申請がなされた森林(以下「当該森林」という。)の流出係数の変化に伴い、いっ水による浸水のおそれがある区域内に居住する者並びに当該区域内の土地及び建築物、その他物件(以下「土地等」という。)について正当な権原を有する者(当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。)とする。</p> <p>2 各種用水の確保については、過去の渇水事例、水利用状況等からみて水の確保に支障を及ぼすおそれがある区域内の取水施設に正当な権原を有する者とする。</p>
土砂流出防備保安林	<p>過去の土石流、土砂流、洪水等の発生状況、河床勾配等からみて土砂流出のおそれがある区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者(当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。)とする。</p>
土砂崩壊防備保安林	<p>当該森林の地形、地質、山麓より下方の地形等からみて崩壊土砂が流下し、たい積するおそれのある区域(当該森林の斜面上部で崩壊のおそれがある場合は、その区域を含む。)内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者(当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。)とする。</p>
飛砂防備保安林	<p>当該森林の林帯方向における両端を通して林帯方向に対して直角に交わる直線が当該林帯の林縁と交わる点(以下「林縁点」という。)から当該林帯の期待平均樹高(以下「樹高」という。)の風上側へ5倍、風下側へ10倍の水平距離(林帯が不整形の場合は、最も風上側及び風下側となる林縁からのそれぞれ5倍、10倍の水平距離。)となる点(以下それぞれ「風上点」、「風下点」という。)をその直線上にとり、風上点及び風下点をそれぞれ結んだ線分によって囲まれる区域(林帯の連続状態が失われる場合には、風の吹き抜けによる影響が予想される区域を含む。)内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者(当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。)とする。</p>
防風保安林	<p>飛砂防備保安林に準ずる区域(風下点は、風下側の林縁点から樹高の35倍の水平距離となる点とする。)内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者(当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。)とする。</p>
水害防備保安林	<p>当該森林に隣接し、その周辺における災害状況等からみて当該森林の水制作用、洪水流送物の制御作用の効果を直接受ける区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者(当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。)とする。</p>

保安林の種類	直接利益を受ける者等
潮害防備保安林	<p>1 塩害の防止については、飛砂防備保安林に準ずる区域（風上側の区域は除くとともに、風下点は風下側の林縁点から樹高の25倍の水平距離となる点とする。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。</p> <p>2 津波等の被害の防止については、当該森林に隣接し、その周辺の災害状況、沿岸の地形等からみて当該森林の津波・高潮の防止効果を直接受ける区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。</p>
干害防備保安林	<p>当該森林に水利用を直接依存している取水施設、貯水池等に正当に権原を有する者とする。</p>
防霧保安林	<p>飛砂防備保安林に準ずる区域（風下側の区域は除くとともに、風下点は風下側の林縁点から樹高の20倍の水平距離となる点とする。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。</p>
なだれ防止保安林	<p>当該森林の下方の地形等からみてなだれが流下し、たい積するおそれがある区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。</p>
落石防止保安林	<p>当該森林の地形、下方の地形等からみて落石の影響が予想される区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。</p>
防火保安林	<p>当該森林に隣接し、当該森林の火災の延焼防止の効果を直接受ける区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。</p>
魚つき保安林	<p>当該森林が漁業の棲息と繁殖に影響を与える海域において、漁業権を有する者とする。</p>
航行目標保安林	<p>当該森林を通常航行の目標としている小型漁船及び小型船舶に正当な権原を有する者とする。</p>

保安林の種類	直接利益を受ける者等
保健保安林	<p>1 「局所的な気象条件の緩和、塵埃・煤煙のろ過作用等」を目的とするものについては、当該森林の隣接する区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。</p> <p>2 「市民レクリエーション等の保健、休養の場」を目的とするものについては、その効果、効用の及ぶ範囲は極めて不特定かつ広範囲に及ぶものであり保安林の指定により直接利益を受ける者等に該当する者はいない。</p>
風致保安林	<p>名所、旧跡と一体となって景観の保存を目的としているものについては、その名所、旧跡について正当な権原を有する者とする。</p>

2 解除の要件

保安林解除の要件は、(1) 保安林の指定理由が消滅したとき（法第26条第1項、法第26条の2第1項）、(2) 公益上の理由により必要が生じたとき（法第26条第2項、法第26条の2第2項）の二つの場合であり、これ以外の理由で保安林の解除が行われることはない。

(1) 指定理由の消滅

- ア 受益の対象が消滅したとき
- イ 自然現象等により保安林が破壊され、かつ、森林に復旧することが著しく困難と認められるとき（例：海岸浸食による森林の海没等）
- ウ 当該保安林の機能に代わって機能をはたすべき代替施設等が設置されたとき又は設置が極めて確実と認められるとき
- エ 森林施業を制限しなくても受益の対象を害するおそれがないと認められるとき

(2) 公益上の理由

保安林を次に掲げる事業の用に供する必要が生じたときとする。

- ア 土地収用法（昭和26年法律第219号）その他の法令により土地を収用し又使用できるとされている事業のうち、国等（国、地方公共団体、地方公共団体の組合、独立行政法人、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。以下同じ。）が実施するもの
- イ 国等以外の者が実施する事業のうち、別表2（国等の者が実施する事業）に掲げる事業に該当するもの
- ウ ア又はイに準ずるもの。

(3) 転用を目的とする解除の方針

前記(1)又は(2)による解除のうち、保安林を森林以外の用途に供すること（以下「転用」という。）を目的とするものについては、次に掲げる要件を備えなければならないものとする。

なお、保安林は、制度の趣旨からして森林以外の用途への転用を抑制すべきものであり、転用のための保安林の解除に当たっては、保安林の指定の目的並びに国民生活及び地域社会に果たすべき役割の重要性にかんがみ、地域における森林の公益的機能が確保されるよう森林の保全と適正な利用との調整を図る等厳正かつ適切な措置を講ずるとともに、当該転用が保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とするよう務めるものとする。

ア 「指定の理由の消滅」による解除

(ア)級地区分

保安林を次に掲げる基準に従って第1級地及び第2級地に区分し、第1級地については、「公益上の理由」による解除のうち、転用の態様、規模等からみて国土の保全等に支障が無いと認められるものを除き、原則として、解除は行なわないものとする。

第2級地に該当する保安林については、地域における保安林の配備状況等及び当該転用の目的、態様、規模等を考慮の上、やむを得ざる事情がある場合で、かつ、当該保安林の指定目的の達成に支障がないと認められる場合に限って解除を行なうものとする。

この区分は、あらかじめ個々の保安林について固定的に定められているものではなく、事案発生のおと、その場所について、基準に照らしてみて相当な級地に判定する。

《留意事項》

転用しようとする区域が第1級地に該当するかは現地調査等が必要ですが、その概要を把握するためのデータに関して、保安林の配置や傾斜、保全対象等との関係については国土交通省が公表している「国土数値情報」や

「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」(LUCKYで検索)で概ね確認できます。詳細な情報(治山事業施設含む)については、最寄の県振興局若しくは県林政課に問合せてください。

(イ)用地事情等

- a 保安林の転用の目的に係る事情又は施設の設置による土地の利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に則していること。

《留意事項》「公的土地利用計画に即したのもの」とは

①転用に係る事業の具体的な位置又はゾーニングが公的土地利用計画に示されていることが最適です。公的土地利用計画に事業の具体的な位置の記載はないものの、定性的に当該事業を推進する記述がある場合には、当該計画と併せて計画の策定者から事業予定箇所が計画に沿うものであることを証する書類を添付することをもって可とします。

②都道府県や市町村が候補箇所を公表し公募事業として実施するものについては、事業者が公募事業に選定されたことと併せて当該公募事業の根拠となる公的土地利用計画を添付することをもって可とします。

- b その地域における土地利用の状況等から、その土地以外に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること。

《留意事項》「他に適地が求められないこと」とは

①根拠とした公的土地利用計画の策定者が管轄する行政区域内、事業目的に合致する適地が他に求められないことを整理することとします。

例えば、県が策定した計画であれば県を、市町村が策定した計画であれば市町村を単位とし、その行政区域の中で、個々の事業に応じた適地を絞り込む条件と、その調査結果を整理します。

(ウ)面積

保安林の転用の目的に係る土地の面積が、次に例示するように当該転用の目的を実現する上で必要最小限度のものであること。

- a 転用により設置しようとする施設等について、法令等により基準が定められる場合は、当該基準に照らし適正であること。(道路等)

- b 大規模、かつ、長期にわたる事業等のための転用に係る解除の場合には当該事業等の全体計画及び期別実施計画が適切なものであり、かつ、その期別実施計画に係る転用面積が必要最小限度のものであること。

《留意事項》

①面積については、関係法令や技術基準等がある場合は、それに基づく構造を整備するために必要な面積とします。

②周辺部に設備を管理するための余幅を設ける場合には、当該事業として必要な幅を加えた面積とし、余幅を設定した根拠を整理することとします。他法令の許認可を得るために必要な余幅の目安がある場合は、その目安を示すことをもって替えることができます。

(エ)実現の確実性

次の事項の全てに該当し、申請に係る事業等を行う事が確実であること。

- a 事業等に関する計画の内容が具体的であり、当該計画どおり実施されることが確実であること。

- b 事業等を実施するもの(以下「事業者」という。)が当該保安林の土地を使用する権利を取得しているか、又は取得することが確実であること。

- c 事業者が事業等を行うため当該保安林と併せて使用する土地がある場合、その土地を使用する権利を取得しているか、又は取得することが確実であること。

- d b及びcの土地の利用、又は事業等について、法令等による許可等を必要とする場合には、当該許可等がなされているか、又はなされることが確実であること。

- e 事業者が当該事業等を遂行するのに十分な信用、資力及び技術を有していることが確実であること。

《留意事項》

- ①信用については、法人の登記内容と取引先を確認します。
- ②資力については、申請時に事業資金の確保ができていることを金融機関の残高証明書や補助金等の交付決定通知等により確認します。
一方、近年、事業の実施形態の変化により資金調達方法も多様化し、事業実施に係る許認可等が得られた段階で実際の資金調達を行う、いわゆるプロジェクトファイナンスの事例が見られます。このような場合には、金融機関等が事業に融資・出資(以下「融資等」という。)をする意向と融資等を決定する時期を書面で確認する運用を行うなど、実態に応じた運用とします。
- ③技術については、施行予定事業者(又は施工管理会社)の建設業法の登録状況や施工又は管理の実績等により確認します。自社で施工管理を行う場合は、自社での施工管理の実績を確認します。

(オ)利害関係者の意見

転用の目的を実現するため保安林を解除することについて、当該保安林の解除に利害関係を有する市町長の同意及びその解除に直接の利害関係を有する者の同意を得ているか又は得ることができると認められるものであること。

なお、法第27条第1項に規定する保安林の指定解除に直接の利害関係を有する者は、次のいずれかに該当する者とする。

- a 保安林の指定解除に係る森林の所有者その他権原に基づきその森林の立木竹若しくは土地の使用又は収益をする者
- b 保安林の指定解除により直接利益を受ける者又は現に受けている利益を直接害され、若しくは害されるおそれがある者

《留意事項》

- ①直接の利害関係者とは、aの森林所有者等解除する森林に権原を持つ者と、bの解除に影響を受ける区域内に財産等を持つ者を指します。
- ②aについては、転用に必要となる森林の所有権、地上権、賃借権等の権原を取得している者となります(既に事業地を買収している場合は開発者本人が該当します。)
- ③bについては、保安林種ごとにその考え方を別表1で示していますので参照してください。
例えば、水源涵養保安林では洪水の防止と用水の確保の観点から区域を特定することとなりますが、そのうち、洪水の防止に係る区域の特定については、開発行為の前後で流出係数の増加率が1%程度となる集水区域内を目安として、過去の災害の発生状況や地形を踏まえ検討することとなります。
- ④直接の利害関係者の範囲は、解除する区域を含む保安林全体の効果が及ぶ範囲ではなく、解除する区域の効果が及ぶ範囲のみを対象としており、現地に即して解除が及ぼす影響を改めて整理することとします。
- ⑤同意を取得する市町の長は、a及びbの者に係る市町の長であり、bの者がaの者の区域以外に係る市町村にも及ぶ場合には、複数市町の長の同意が必要となります。
- ⑥解除に直接の利害関係を有する者の同意取得については、その全ての者について同意を取得することが原則ですが、予定告示後に異議意見を提出する機会が法第32条に定められていることを踏まえ、対象者が多数に及び申請書類の作成に要する期間に与える影響が大きい場合には、a及びbの者を含む地区で説明会を開催し、地区を代表する区長の同意を得ることで替えることでも可能としています。
- ⑦森林の所有形態については歴史的な経緯もあり、個人所有のほか、複数名の共有となっているもの(以下「共有林」という。)も多く見られます。
この共有林が直接の利害関係者の区域に入る場合、同意を取得する対象者につ

いては共有の形態によることとなります。

例えば、1筆について持分のみを複数名で記名共有している場合は、その共有者全てが同意取得の対象となります。地方自治法に基づく財産区や認可地縁団体の所有となっている場合や森林組合法に基づく生産森林組合に持分を出資している場合等は、個人ではなく財産区や認可地縁団体、生産森林組合等が対象者となり、その団体等が定める手続により決議をした結果によることとなります。

⑧所有者が不明な場合については、法に基づく通知等に当たっても所有者不明な場合には、掲示によれることが法第189条に規定されていることを踏まえ、申請時においても同意を取得する対象から外してよいものとします。

(カ) その他の満たすべき基準

- a 保安林の転用に当たっては、当該保安林の指定の目的の達成に支障のないよう、代替施設（規則第48条第2項第2号に掲げる施設をいう。）の設置等の措置が講じられたか、又は確実に講じられることについて、4（3）（P18）の規定による県の確認があること。
- b aの場合において、代替施設の設置等については、当該転用に伴って土砂が流出し、崩壊し、又は堆積することにより、付近の農地、森林その他の土地若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合における当該被害を防除する施設を含むものとする。
- c bのほか、事業等に係る転用に伴う土砂の流出又は崩壊その他の災害の防止、周辺の環境保全等についても、第8 保安林の転用に係る事業又は施設の設置の基準に示す基準(表6)に適合するものであること。ただし、転用に係る保安林の面積が5ヘクタール以上である場合又は事業者が所有権その他の当該土地を使用する権利を有し事業等に供しようとする区域（以下「事業区域」という。）内の森林の面積に占める保安林の面積の割合が10パーセント以上である場合（転用に係る保安林の面積が1ヘクタール未満の場合を除く。）には、表7に示す基準に適合するものであること。
- d 転用に係る保安林の面積がcのただし書に相当する場合であって、水資源の涵養又は生活環境の保全形成等の機能を確保するため代替保安林の指定を必要とするものにあつては、原則として、当該転用に係る面積以上の森林が確保されるものであること。

イ 「公益上の理由」による解除

法第26条第2項又は法第26条の2第2項に規定する「公益上の理由により必要が生じたとき」とは、保安林を次に掲げる事業の用に供する必要が生じたときとするものとする。

(ア) 土地収用法（昭和26年法律第219号）その他の法令により土地を収用し又は使用できるとされている事業のうち、国等（国、地方公共団体、地方公共団体の組合、独立行政法人、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。以下同じ。）が実施するもの

(イ) 国等以外の者が実施する事業のうち、別表2に掲げる事業に該当するもの

(ウ) (ア)又は(イ)に準ずるもの

a 国等が行う事業による転用の場合

(a) 用地事情等

前記アの(イ)と同様とする。

(b) 面積

前記アの(ウ)と同様とする。

(c) 実現の確実性

前記アの(エ) a から d までの事項すべてに該当し、申請に係る事業等を

行うことが確実であること。

(エ) その他の満たすべき基準

前記アの(カ)に準じた措置が講じられるものであること。

b a 以外の場合

(a) 用地事情等 前記アの(イ)と同様とする。

(b) 面積 前記アの(ウ)とする。

(c) 実現の確実性 前記アの(エ)と同様とする。

(d) 利害関係者の意見 前記アの(オ)と同様とする。

(e) その他の満たすべき基準

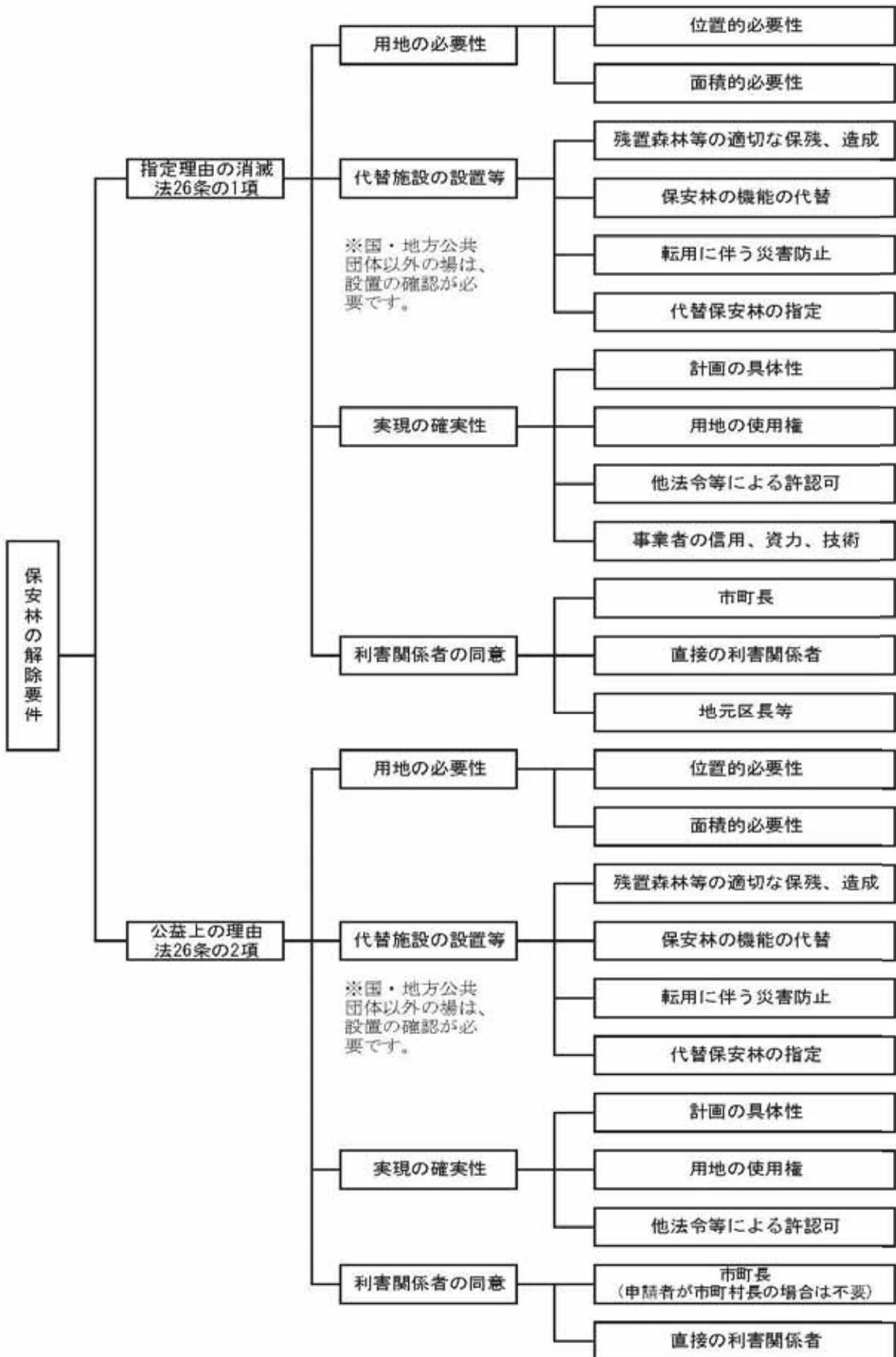
前記アの(カ)に準じた措置が講じられるものであること。

別表2 国等以外の者が実施する事業

1	道路運送法(昭和26年法律第183号)による一般自動車道又は専用自動車道(同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。)に関する事業
2	運河法(大正2年法律第16号)による運河の用に供する施設に関する事業
3	土地改良区(土地改良区連合を含む。以下同じ。)が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設に関する事業
4	土地改良区が土地改良法(昭和24年法律第195号)によって行う客土事業又は土地改良事業の施行に伴い設置する用排水機若しくは地下水源の利用に関する設備に関する事業
5	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業
6	軌道法(大正10年法律第76号)による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設に関する事業
7	石油パイプライン事業法(昭和47年法律第105号)による石油パイプライン事業の用に供する施設に関する事業
8	道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)又は貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送をするものに限る。)の用に供する施設に関する事業
9	自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第3条の許可を受けて経営する自動車ターミナル事業の用に供する施設に関する事業
10	漁港漁揚整備法(昭和25年法律第137号)による漁港施設に関する事業
11	航路標識法(昭和24年法律第99号)による航路標識に関する事業又は水路業務法(昭和25年法律第102号)第6条の許可を受けて設置する水路測量標に関する事業
12	航空法(昭和27年法律第231号)による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するものに関する事業
13	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号)第4条第1項第1号に掲げる業務の用に供する施設に関する事業
14	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設(同法の規定により土地等を使用することができるものを除く。)に関する事業

15	放送法(昭和25年法律第132号)による基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が基幹放送の用に供する放送設備に関する事業
16	電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業又は同項第10号に規定する送電事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物に関する事業
17	発電用施設周辺地域整備法(昭和49年法律第78号)第2条に規定する発電用施設に関する事業
18	ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第13項に規定するガス工作物に関する事業(同条第5項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。)
19	水道法(昭和32年法律第177号)による水道事業若しくは水道用水供給事業又は工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)による工業用水道事業
20	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設に関する事業
21	社会福祉法(昭和26年法律第45号)による第一種社会福祉事業、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に規定する認定生活困窮者就労訓練事業、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設若しくは児童家庭支援センターを経営する事業、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業又は更生保護事業法(平成7年法律第86号)による継続保護事業の用に供する施設に関する事業
22	健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所又は医療法(昭和23年法律第205号)による公的医療機関に関する事業
23	墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)による火葬場に関する事業
24	と畜場法(昭和28年法律第114号)によると畜場又は化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)による化製場若しくは死亡獣畜取扱場に関する事業
25	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の5第1項に規定する廃棄物処理センターが設置する同法による一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設(廃棄物の処分(再生を含む。))に係るものに限る。)に関する事業
26	卸売市場法(昭和46年法律第35号)による地方卸売市場に関する事業
27	自然公園法(昭和32年法律第161号)による公園事業
28	鉱業法(昭和25年法律第289号)第104条の規定により鉱業権者又は租鉱権者が他人の土地を使用することができる事業
29	鉱業法第105条の規定により採掘権者が他人の土地を収用することができる事業
30	法第50条第1項の規定により他人の土地を使用する権利の設定に関する協議を求めることができる事業

《保安林の転用に係る保安林の解除の要件一覧》



※直接利害関係者の同意は解除要件に含まれないが、事業実現の
確実性を確保する観点から同意を取ることにしている。

3 解除の権限

保安林解除の権限は民有林においては、保安林指定の場合と全く同様で、重要流域以外の民有林の1～3号保安林と全ての流域の4号以下保安林については県知事であり、それ以外の保安林については農林水産大臣である。(法第26条、法第26条の2)

- (1) 農林水産大臣権限：国有保安林及び重要流域の森林法第25条第1項第1号～3号の目的に係る保安林

(注) 国有保安林とは国が森林所有者である保安林のこと。重要流域以外の保安林であっても、所有権が「国(国土交通省、財務省等)」の場合は、農林水産大臣権限となります。(森林法第26条)

- (2) 県知事権限：重要流域以外の1～3号民有保安林及び4号以下の保安林(森林法第26条の2)

(注1) 重要流域とは中半島部流域をいい、下記の市町が該当する。

長崎市、諫早市、大村市、西海市、西彼杵郡長与町・時津町、島原市、雲仙市、南島原市、東彼杵郡東彼杵町

- (注2) 第25条第1項第1号から第3号までに掲げる目的を達成するため指定された県知事権限に係る保安林(法第25条第1項の重要で流域内に存するものに限る。)、森林法第26条の2第1項又は第2項の規定により解除をしようとする面積が第1項では1ha以上、第2項では5ha以上の場合は、農林水産大臣に協議しなければならない。(※森林法施行令第3の3)

併せて、その全部又は一部が保安施設事業又は地すべり防止工事若しくは、ぼた山崩壊防止工事の施行に係る土地の区域内にある保安林にあつては、農林水産大臣の同意を得なければならない。

(森林法第26条の2第4項、森林法施行令第3条の3)

4 解除の取扱い

- (1) 第1級地

次のいずれかに該当する保安林とする。

- ア 森林法第10条の15第4項第4号に規定する治山事業の施行地(これに相当する事業の施行地を含む。)であるもの(事業施行後10年(保安林整備事業、防災林造成事業等により森林の整備を実施した区域にあつては事業施行後20年(森林法第39条の7第1項の規定により保安施設事業を実施した森林にあつては事業施行後30年))を経過し、かつ、現在その地盤が安定しているものを除く。)

《留意事項》

治山事業による、施設の施行地や森林整備の箇所については、国土保全等のため重要な箇所であることから、事業から一定期間を経過し、かつ、施設の効用が確実に果たせるまでは転用しないこととします。なお、施設の施行地とは、例えば、治山ダムではダムと堆砂敷とするなどし、構造物及びそれと一体的に効用を発揮する箇所を含めたものとします。

- イ 傾斜度が25度以上のもの(25度以上の部分が局所的に含まれている場合を除く。)その他地形、地質等からして崩壊しやすいもの

《留意事項》

①傾斜度の測り方については、転用する区域(保安林として指定された地番等の区域ではありません。)の転用前の現地形を対象として、規模や配置、形状に応じて検討する必要があり、例えば次のとおり。

- ・転用する規模が数haに及ぶ場合には、治山事業の山地災害危険地区のうち山腹崩壊危険地区の傾斜の測定方法(100m四方のメッシュに区切った測定)を参考とした手法その他GISを活用した広域での測定手法等

・上記以外の場合（小規模な転用する区域が点在する場合を含む。）には、個々の転用する区域の同一斜面において標高が最も高い箇所と最も低い箇所を等高線と直交するようにひいた直線の角度（窪地等局所的に傾斜が変わる部分は除く。）とし、斜面の形状が複数ある場合はそれぞれの斜面で測定

②「地形、地質等からして崩壊しやすいもの」とは、傾斜が25度に満たない場合であっても、崩壊跡地や顕著な亀裂がある箇所等土地の災害履歴からみて崩壊の危険性が高いものを指します。

ウ 人家、校舎、農地、道路等国民生活上重要な施設等に近接して所在する保安林であって、当該施設等の保全又はその機能の維持に直接重大な関係があるもの

《留意事項》

「重要な施設等に近接して所在する保安林であって～(中略)～直接重大な関係があるもの」とは、保全対象への土砂流出等を防ぐため、保全対象から一定程度の距離の範囲内にある保安林を指しています。その距離は、地形・地質等や過去の災害履歴を考慮した上で、保安林が指定されている斜面の高さの2倍以内（50m以上となる場合は50m）又は斜面地以外の保安林（防風保安林等）にあっては50mを目安とします。

エ 海岸に近接して所在するものであって、林帯の幅が150m未満であるもの

オ 保安林の解除に伴い残置し又は造成することとされたもの

(2) 第2級地

第1級地以外の保安林とする。

(3) 代替施設の設置等の確認に関する措置

ア 確認

(ア) 次に掲げる転用解除案件は、代替施設等の設置の確認後でないと解除確定告示ができない。また、解除確定告示がなされた後でなければ供用開始はできない。工事完了から解除確定告示まで相当の期間（2ヶ月以上）を要するので注意すること。

なお、県知事は、解除予定保安林について、法第30条又は法第30条の2第1項の告示の日から40日を経過した後（法第32条第1項の意見書の提出があったときは、これについて同条第2項の意見の聴取を行い、法第29条に基づき通知した内容が変更されない場合又は法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更しない場合に限る。）に、事業者に対し、2の(3)のオの代替施設の設置等を速やかに講じるよう指導するとともに、当該施設の設置等が講じられたか、又は確実に講じられることについて確認を行うものとなっている。

また、法第32条第2項の意見の聴取を行い、法第29条に基づき通知した内容が変更される場合又は法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更する場合には、法第29条又は法第30条の2第1項に基づき改めて通知又は告示を行うなどの手続を行うことが必要であり、事業者に対し、代替施設の設置等に着手しないよう指導するものされている。

(イ) (ア)の確認は、次のものについて行う。

①法第26条第1項及び法第26条の2第1項の規定による解除。

②法第26条第2項及び法第26条の2第2項の規定による解除であって令第2条の3に規定する規模を超え、かつ、法第10条の2第1項第1号から第3号までに該当しないもの。

イ 確認報告法第26条の2により規定されている保安林以外のものについては、県知事は、アの(ア)確認を了した場合には、速やかに林野庁長官に報告することとなっている。

(4) 告示

法第33条第1項の規定による解除の告示は、(3)のアの確認を了した後に行うものとする。

5 その他手続き上の留意事項

(1) 事業者に対する指示等

転用に係る保安林の解除事務については、保安林の指定の解除に係る事務手続について（令和3年6月30日付け3林整治第478号林野庁長官通知）に基づき事前相談を適正に行うとともに、他の法令等による許可、認可、承認その他の手続きを必要とする場合には、当該法令等を所管する行政庁と相互に緊密な連絡調整を図るものとする。

(2) 長崎県森林審議会に諮問する基準

森林法に基づく保安林の指定の解除（法第26条第1項及び第2項）に際し、次の条項の区分に該当するものについては、長崎県森林審議会に諮問し、答申結果に基づき解除の是非を判断する。

ア 解除に係る転用面積が1ヘクタール以上のもの。

ただし、転用の目的に係る事業が、国又は地方公共団体もしくは森林研究・整備機構により行なわれるものを除く。

イ 転用解除に係る面積が1ヘクタール未満であっても、解除の目的・態様からみて国土の保全等に影響を及ぼす恐れがあり、知事が必要と認めるもの。

(3) 解除予定保安林における法第34条第2項の許可の取扱い

解除予定保安林における代替施設の設置等のため法第34条第2項の許可（以下「作業許可」という。）を行うに当たっては、作業許可の内容（作業許可に付する条件を含む。）に違反したときは、法第38条第2項の規定による復旧命令等厳正な取扱いをする旨事業者に通告するものとする。

また、当該解除予定保安林において、転用目的以外の用に供し、若しくは供しようとするものが明らかとなった場合又は作業許可の期間内に、代替施設の設置等が適正に行われなかったか、若しくは行われる見込みがない場合には、当該解除予定保安林につき解除を行わないことがある旨を事業者にあらかじめ通告するものとする。

(4) 事業実施期間が長期にわたる保安林の転用に係る解除事務

ア 保安林解除の予定通知

次に掲げる要件を全て満たすものについては、事業の全体計画に係る保安林の転用区域の全部又は一部について一括して法第29条の通知を行うことができるものとする。

(ア) 保安林の解除が、法第26条第2項に規定する「公益上の理由」によるもの又は当該事業が規則第5条に規定するものであること。

(イ) 事業者が、法第10条の2第1項第1号に規定するものであること。

イ 作業許可及び確定告示の取扱い

アによる解除予定保安林についての作業許可及び法第33条第1項の告示等（以下「確定告示等」という。）については、次により取り扱うものとする。

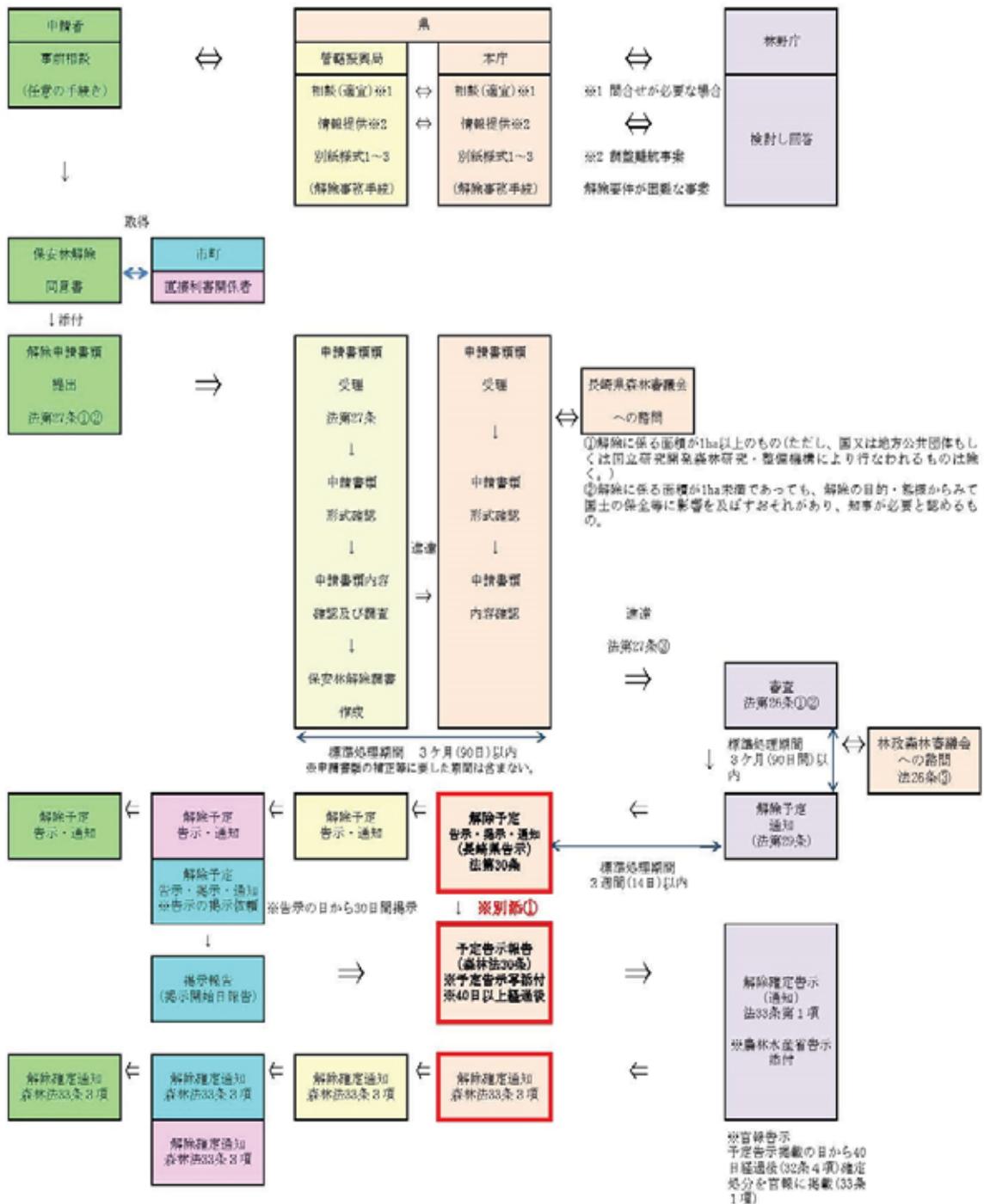
(ア) 代替施設の設置等のための作業許可の申請は、期別実施計画に従い予算措置等の見通しが得られた区域から計画的に行うよう事業者には指示するものとする。

(イ) 確定告示等については、代替施設の設置や地番の分筆の措置状況等を踏まえ、まとまりのある区域ごとに逐次行うこととする。

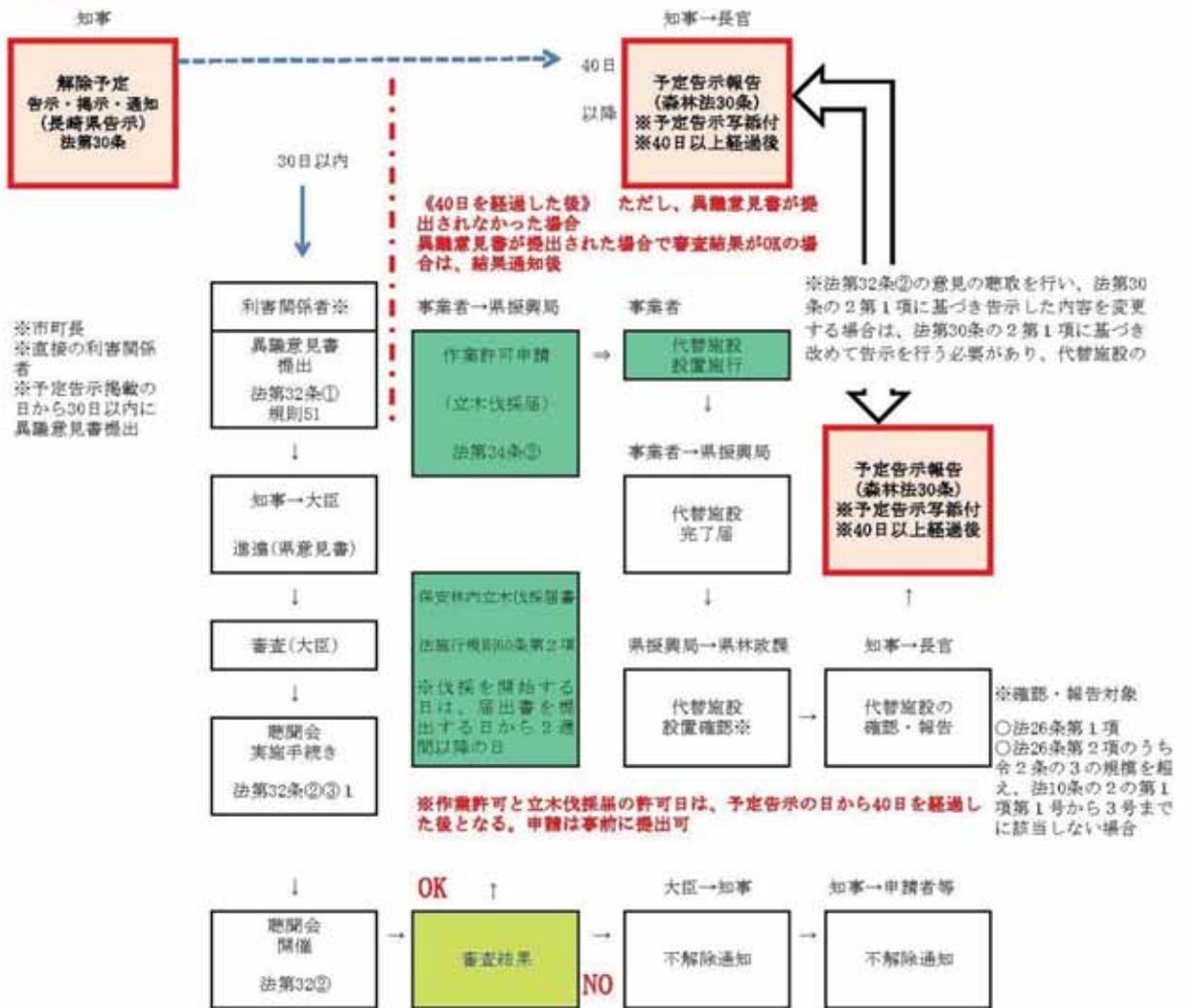
第3 保安林の解除の申請について

1 保安林解除の流れ

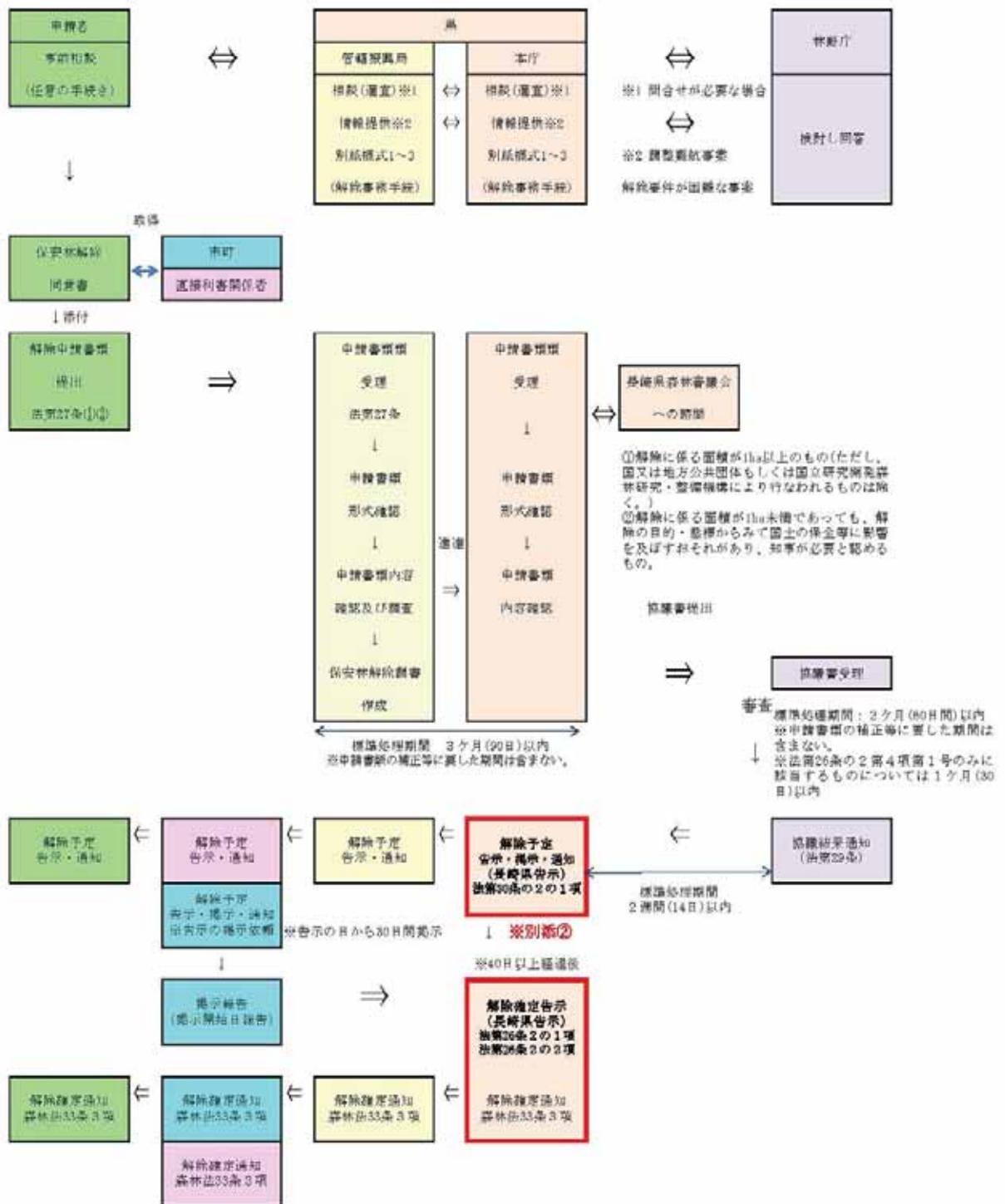
(1) 国有保安林（国有林野又は官行造林地以外）又は民有保安林（重要流域に存する1～3号保安林）



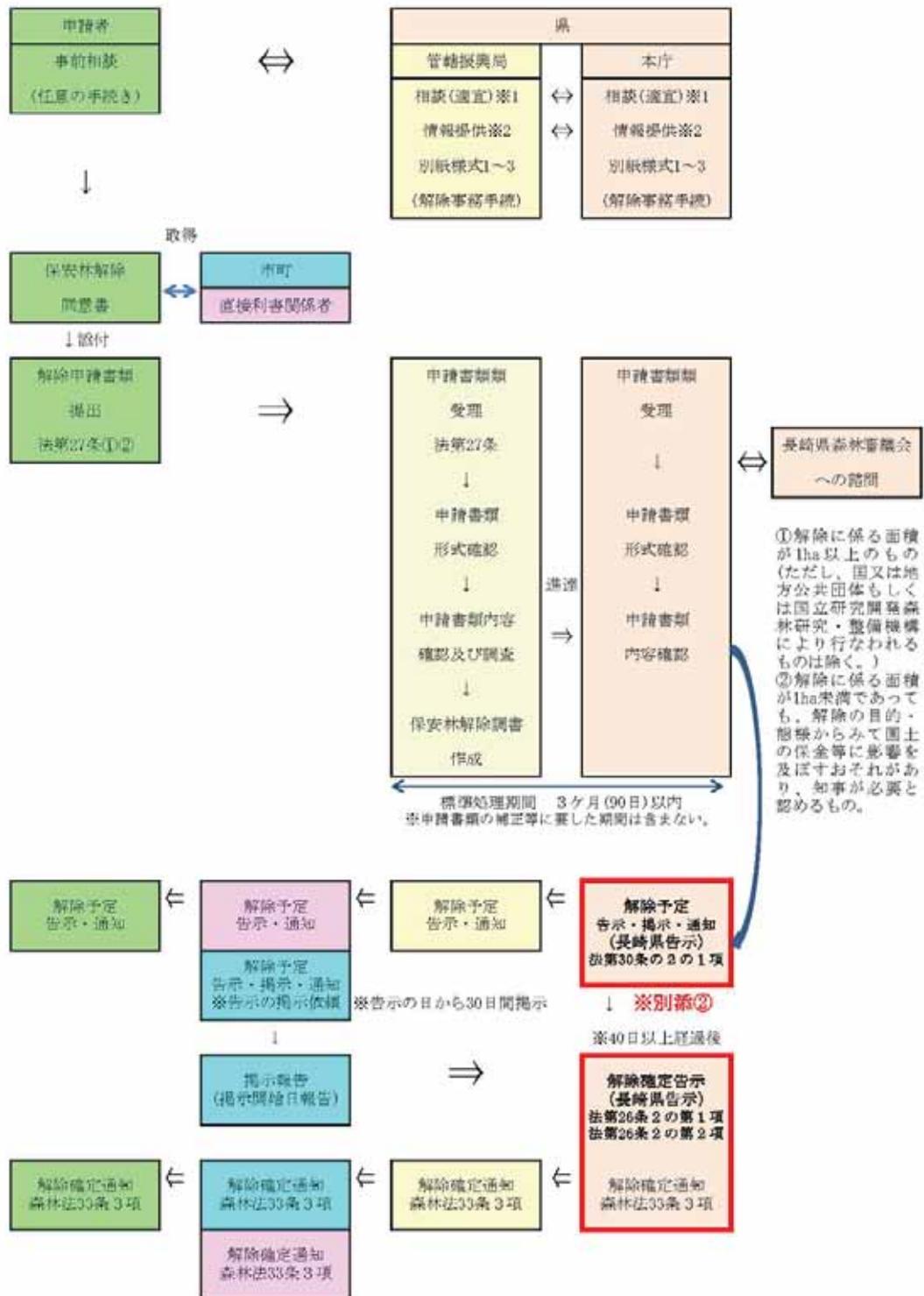
※別添①



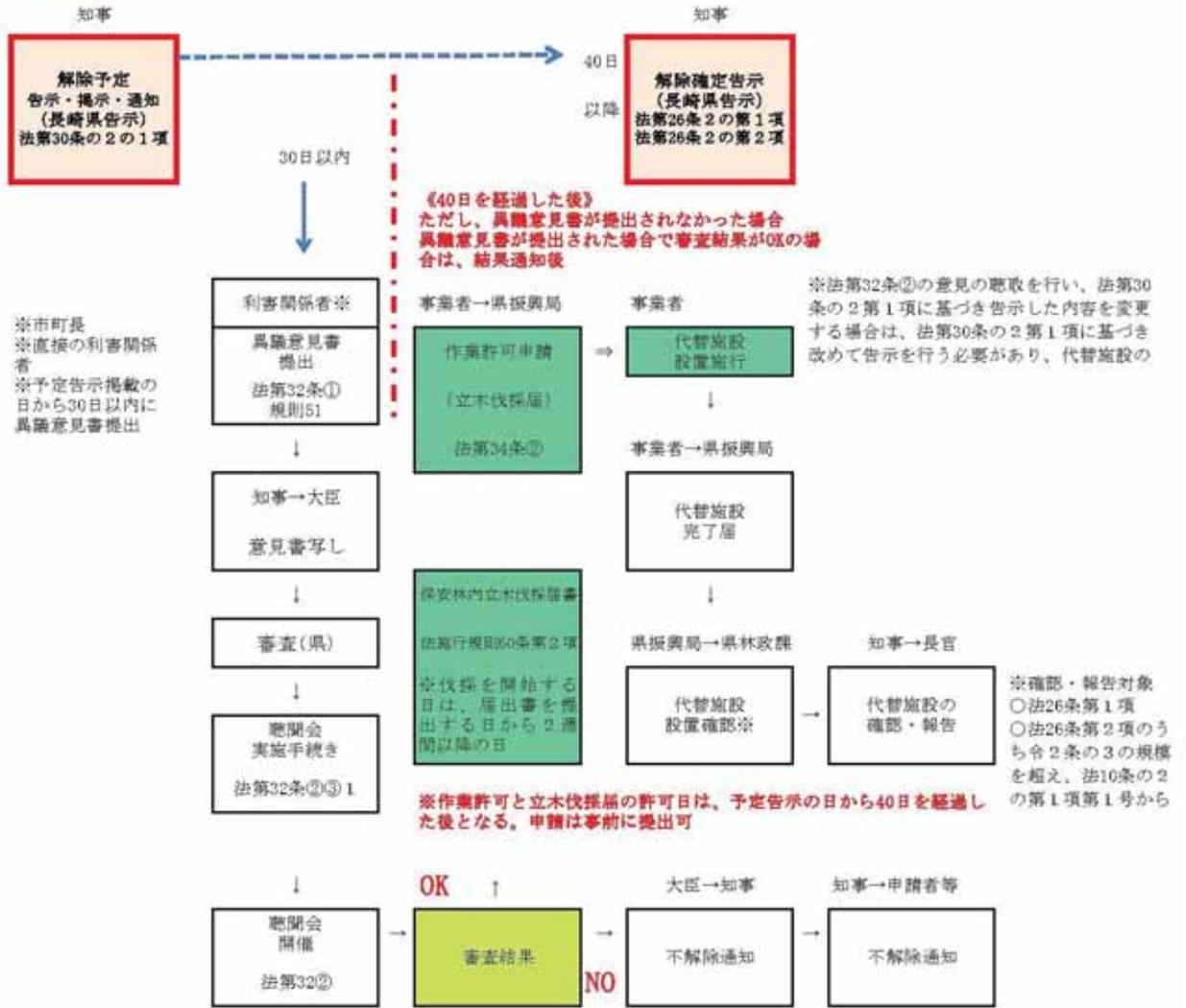
(2) 農林水産大臣協議を必要とする民有保安林（重要流域以外に存する1～3号保安林）



(3) (1)・(2) 以外の民有保安林



※別添②



第4 事前相談について

1 事前相談について

保安林を森林以外の用途に供すること（以下「転用」という。）を目的とした保安林の指定の解除の申請（以下「保安林解除申請」という。）をしようとする者（以下「事業主体」という。）が、その申請に先立ち、保安林解除申請に係る申請書及び事業計画等の添付書類（以下「申請書類」という。）の作成等に係る相談（以下「事前相談」という。）を県知事にできます。なお、事前相談は、任意で行われるものであって、その有無によって当該事業主体に対し不利益は生じません。

(1) 事前相談の手続きや対象項目等

転用のため保安林を解除しようとする場合、法令や通知を踏まえ解除申請の書類を作成することになりますが、申請に先立ち書類の記載内容や事務の進め方等については、県(管轄する各振興局)の相談を行うことが可能です。

ア 事前相談の手続の流れや対象項目等

事前相談においては、県が相談者に転用の目的、開発行為の態様及び規模、事業の実施時期等事案の内容とともに解除の要件等に係る具体的な相談項目について、十分聴取の上で保安林解除申請の手続の流れ、申請書類の作成要領その他留意すべき事項を説明します。

イ 事前相談は、別紙様式1を参考として書面電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。)を含む。以下同じ。)により行うものとしますが、情報提供にとどまるものについては、この限りでない。

ウ 県から相談者への回答は、書面により行うものとする。ただし、口頭や資料提示等により直ちに回答できるものについては、この限りでない。

エ 申請書類の全部又は一部につき県に確認を求める場合は、申請書類の不備等の形式上明らかなものについて補正項目を、助言するものとする。

(2) 事前相談の回答に要する期間

県から相談者への回答は、事前相談があった日から起算して2週間(14日)以内に行うよう努めるものとします。事前相談においては、事前審査とならないよう、回答に対する相談者からの応答は任意とするほか、申請書類案の細部までの事前相談を行うことを義務付けないこととします。このことから、事前相談の段階で相談者から県に解除の適否の確認の依頼があった場合は、個々の解除要件に合致するか、可能な範囲で答えることとします。

(1)のエの場合にあつては、申請書類の形式の確認に時間を要することを考慮し、1か月(30日)以内に行うよう努めます。これらの期間内において回答が困難な場合にあつては、相談者に対してその理由及び回答の時期の見通しを示すよう努めるものとします。

様式 1

事前相談申出書

提出日： 年 月 日

相談者	住所：		
	氏名：		
	連絡先：		
事業主体	住所：		
	氏名：		
保安林の 所在場所	市 郡	町 村	大字 字 番地
保安林の 森林所有者	国（ ） 都道府県 市町村 法人（ ） 個人（ 名） 財産区、共有等（ 名）		
事業計画 区域面積	ha	うち 保安林面積	ha
保安林の 転用の目的			
関係法令の 許認可状況			
対象項目	<input type="checkbox"/> 解除の要件について <input type="checkbox"/> 申請書類の作成について <input type="checkbox"/> その他（ ） <div style="float: right; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> <input type="checkbox"/>級地区分 <input type="checkbox"/>用地事情 <input type="checkbox"/>面積 <input type="checkbox"/>実現の確実性 <input type="checkbox"/>利害関係者の意見 <input type="checkbox"/>代替施設、残置森林について </div>		
相談内容			
添付書類	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 事業計画図 <input type="checkbox"/> その他（ ） <div style="text-align: right;">（必要により継紙等を使用）</div>		

※ 各項目は、現時点における事業計画の具体化の程度に応じて可能な範囲で記載し、必要により図面等の参考書類を添付すること。

第5 保安林解除申請書の作り方

1. 転用に係る保安林の解除申請について

(1) 転用に係る保安林解除の進達書類等の編さん順序

編さん 順 序	書類等の名称	留意事項	関係法令等
1	上申書又は進達書 (保安林解除申請書)		法第27条
2	知事意見書		法第27条様式通知第1の1
3	保安林解除調書その他 必要な書類	(1) 様式5-2「事業計画の概要」のその他欄に事業量を記載すること。 (2) その他必要な書類とは森林審議会の答申書等とする。	処理基準第2の2の(2)で準用する第1の3の(2) 基本通知(通達)第2の3の(4) 通知第1の3
4	位置図	解除申請書の箇所周辺1万ha(20cm×20cm)程度にある保安林の種類別に区域を明示すること。 (1/50,000)	処理基準第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)の③ 基本通知(通達)第2の3の(4)の③ 様式通知第2の6
5	保安林解除調査地図	1/5,000	処理基準第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)の② 基本通知(通達)第2の3の(4)の② 通知第2の3
6	保安林解除図	保安林解除図は原則として実測図とすること。	規則第48条1項 様式告示12 基本通知第2の3の(3)
7	保安林解除申請書		規則第48条1項様式告示12
8	事業計画図及び 実施設計図	(1) 事業計画図には、転用区域及び関連区域を明示し、凡例を明示した事業施設、及び代替配置の配置を明示すること。 (2) 原則として1/1,000～1/5,000の等高線入りの図面を使用すること。 (3) 写真を貼付ける場合は、全景及び部分とし、保安林部分を明示し、撮影方向を記入すること。 (4) 保安林解除申請等の区域を明示すること。 (5) 実施設計図は、縦横断面図、構造図、定規図等の図面とし、代替施設に関するものは、その旨を記載すること。 (6) 図面袋には、在中の図面の種類、枚数等を明示すること。	規則第48条2項 運用通知第1の2
9	事業計画書	実施計画書には、切土、盛土及び残土のそれぞれの総量並びにその処理方法を記載すること。	規則第48条第2項第1号 運用通知第1の2の(1)、(2)及び(3)

10	代替施設計画書		規則第 48 条第 2 項 2 号 運用通知第 1 の 3
11	許認可証書の写し等		規則第 48 条第 2 項第 3 号
12	法人登記事項証明書又は団体の代表者の氏名、規約、組織運営に関する書類		規則第 48 条第 2 項第 4 号
13	直接利害関係者の証書		規則第 48 条第 2 項 処理基準第 2 の 2 の(1)のイ(第 1 の 3 の(1)のイ

(2) 指定の解除の留意事項について

ア 大臣協議

知事が保安林を解除しようとする場合は、当該保安林が次のいずれかに該当するときは農林水産大臣と協議すること。

- (7) 法第25条第1項第1号から第3号の保安林であって解除面積が法第26条第1項（指定理由の消滅）によるものは1ha以上、第2項（公益上の理由）によるものは5ha以上の場合
- (イ) 保安施設事業(法第41条第3項)、地すべり防止工事（地すべり防止法第2条第4項）、ぼた山崩壊防止工事（地すべり防止法第41条）施行に係る土地の区域内にある保安林である場合

[協議の添付書類について]

知事は、森林法第30条の2の予定告示をする前に、以下の表に示す書類により農林水産大臣と協議するものとする。

編さん 順序	書類等の名称	関係法令等
1	保安林解除協議書	様式は任意
2	保安林解除調書	処理基準第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)の① 基本通知第2の3の(4)の① 計画様式通知第1の3の様式5
3	保安林解除調書 附属明細書	処理基準第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)の④ 基本通知第2の3の(4) 様式画通知第1の3の様式5-1
4	事業計画の概要	処理基準第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)の④ 基本通知第2の3の(4)の④ 様式通知第1の3の様式5-2
5	事業計画の内容 審査結果	処理基準第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)の④ 基本通知第2の3の(4)の④ 様式通知第1の3の様式5-3
6	位置図	処理基準第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)の③ 基本通知第2の3の(4)の③ 様式通知第2の6
7	保安林解除 調査地図	処理基準第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)の② 基本通知第2の3の(4)の② 様式通知第2の3
8	写真	処理基準第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)の④ 基本通知第2の3の(5)で準用する第1の3の(6)のウ
9	事業計画図	規則48条2項、運用通知第1の2
10	事業計画書	規則48条2項、運用通知第1の2の(1)、(2)及び(3)

イ 解除申請書の提出部数等

解除に係る申請書提出は当該保安林解除を所管する振興局を経由して、下表のとおり提出すること。

	重要流域		重要流域以外	
	1～3号	4号以下	1～3号	4号以下
民有林	大臣権限	知事権限	知事権限	
	解除申請書 3部	解除申請書 2部		
	大臣			
国有林	解除申請書 3部			

- (注) 1 国有林とは、国が森林所有者である森林及び国有林野法第4条の規定による部分林（官行造林地）である森林をいう。
 なお、林野庁所管国有保安林については、森林管理局取り扱いのため、部数は記載していない。
- 2 4号以下の保安林（知事権限）であっても、所有権が「国（国土交通省、財務省等）」の場合は、農林水産大臣権限となり、時間を要するので申請時期等については十分注意すること。
- 3 10号、11号の国有林の保安林については、環境庁長官協議が必要なため、1部プラスとする。
- 4 保安林解除の所管する振興局は、「第1保安林制度について」の「3 流域別市町村一覧表」を参照。

ウ 解除に伴う分筆・合筆の取り扱い

申請された保安林の指定の解除に係る告示は、その土地の地番をもって行なう。申請後、解除の対象となる土地の地番が変更されると告示の効力がなくなる場合がある。このため、解除申請区域に係る地番の分筆・合筆登記については、申請前又は確定告示後（法第33条第1項及び第6項）に実施する事とする。

なお、確定告示後に分筆した場合には速やかに報告すること。

エ 解除申請の添付書類

（書類の簡素化）

解除調書の添付書類は、一部簡素化されているものがあるので、提出前に「添付書類の簡素化一覧表」（P53）にて確認すること。

（認可証の写し等）

転用の目的に係る事業又は施設設置等が行政庁の免許、認可、その他の処分を要する場合は、許認可を行った行政庁が発行した認可証又は認可決定通知書の写し、或いは行政庁の処分を証明する書類を提出すること。

そのほか事業を計画するにあたり、関係機関と協議したものについては、協議書の写しを添付すること。

〈該当法令等の例〉

河川法、砂防法、鉱業法、農地法、自然公園法、文化財保護法、海岸法、都市計画法、道路法、砕石法、電気通信事業法など

許認可には、国の機関の通達及び地方公共団体の条例、規則、通達によるものを含む。

(直接利害関係者の証書等)

1 当該申請者が当該申請に係る森林の所有者である場合

①当該申請に係る森林が登記されている場合

○当該申請者が登記簿に登記された所有権、地上権、賃借権、その他の権利の登記名義人(以下「登記名義人」という。)である場合には登記簿の謄本

②当該申請者が登記名義人でない場合

○当該申請者が登記簿に記載されていない場合は、登記簿の謄本及び公正証書、戸籍の謄本又は売買契約書の写しその他当該申請者が当該保安林について登記名義人又はその継承人から所有権、地上権、賃借権その他の権利を取得していることを証する書類

○当該固定資産税台帳に基づく証明書、その他当該申請者が当該森林の土地について、その上の木竹を所有し、及び育成することにつき正当な権原を有する者であることを証する書類

2 当該申請者が当該申請に係る森林の所有者以外の者である場合

当該申請により保安林の機能が維持強化又は弱化されることによって、直接利益又は損失を受けることとなる土地、建築物その他の物件(以下「土地等」という。)につき権利者であることを証明する書類

3 当該保安林の所在地を管轄する市町村長の意見書及び直接影響を受ける土地等の権利者(関係行政区長)の同意書を添付すること。

(予算関係書類)

申請者が会社、個人等の場合には、予算裏付資料として、預金借入証明書、預金残高証明書等の書類を添付すること。

オ 解除申請書作成の留意点

○書類の大きさは、JIS規格A4版に統一すること。

○申請書類は、頁、見出し等により相互に照合しやすいようにすること。

○図面袋には、在中の図面の種類、枚数等を明示すること。

○図面には、必ず縮尺、方位、凡例を記入すること。

○図面に明示された事項については、適宜彩色を施し、平面図、縦断図、横断図等の彩色は統一すること。

○表紙、背表紙を付け綴じ紐2穴により製本すること。

カ 解除の標準処理期間

事業のための解除で、工事期間が限定されているものは、解除の審査、告示の手続きに相当の期間を要することから、下記のとおり解除の標準処理期間を定めているので、その期間を考慮して申請すること。

なお、この期間には、書類の不備による補正等の期間は含まれないので注意すること。

権限者	処理内容	標準処理期間
大臣	知事が申請書を受理してから農林水産大臣に進達するまで	2ヶ月
	農林水産大臣が申請書を受理してから予定通知の施行まで	3ヶ月
	農林水産大臣から予定通知を受け取り予定告示を行うまで	2週間
知事 (大臣協議無)	知事が申請書を受理してから予定告示を行うまで	3ヶ月
知事 (大臣協議有)	知事が申請書を受理してから協議書を農林水産大臣へ提出するまで	3ヶ月
	農林水産大臣から協議結果の通知を受け取り予定告示を行うまで	2週間

キ 解除予定地での工事の着手

工事の着手は予定告示の日から40日経過後で解除に利害関係者から異議意見の提出がなかった場合に限り、所管する農林事務所長へ立竹等伐採許可申請書(作業許可申請書)を提出し、許可後作業に着手することができる。

ク 申請書の提出時期について

解除手続きに要する事務処理期間（申請書受理～予定通知までの期間）は、農林水産大臣権限で5ヶ月、知事権限で3ヶ月（但し、法第26条の2第4項の大臣協議が必要なものは5ヶ月）となっているが、申請書等の補正に時間を要するため、工事着手時期を考慮し余裕を持った計画で申請すること。（カ 解除の標準処理期間 参照）

また、その後、工事着手までには、予定告示後1.5ヶ月程度の期間を要することから、工事工程計画には注意して計画すること。

ケ 解除申請面積について

解除申請面積は、作業等に必要な余幅を含めた面積とする。

余幅は、転用の目的、法長、及び法勾配等により異なるが1～2mを標準とする。（なお、余幅は転用後の用途に含めること。）標準を超える場合は、根拠を示すこと。

コ 権利関係の把握について

転用に係る保安林及びその他の土地について、当該土地所有権以外の権利（地上権、抵当権、鉱業権等）が設定されている場合は、その権利を有する者の当該事業及び保安林の解除に対する同意書を添付すること。（共有林の場合は、共有者全員の同意が必要であり、代表者は、不可であるため留意すること。）

サ 事業の着手について（第7 保安林解除予定告示後の手続きについて）

法第30条及び第30条の2第1項に基づく長崎県告示の日から30日を経過し、かつ法第32条第1項の異議の意見書の提出がなかった場合に、法第34条第2項の作業許可を受けて伐採等の行為に着手できる。（30日間の期間は、告示日の翌日を第1日目として計算し、30日目が休日等県の機関の閉庁日である場合は開庁日まで延期する。）

シ 事業の実施について

法第34条第2項の許可を受けた解除予定保安林について、転用目的以外に供したり、もしくは供しようとするのが明らかになった場合、又は代替施設が計画どおりに設置されない場合には、法第30条及び第30条の2第1項の告示を取り消し、併せて法第38条第2項の復旧を命ずることがある。

ス 保安林の解除予定通知及び取り消し

保安林の解除予定通知は、所要の許認可がなされ、又はなされることが確実なときに行うこととし、保安林解除予定保安林を当該転用目的以外の用に供し、又は供しようとするのが明らかとなった場合又は代替施設の設置を適正に実施しない場合には解除予定保安林に関する通知を取り消すこととなる。

2. 保安林解除申請書等に必要書類について
 (1) 保安林解除申請書として提出を要する書類等

番号	図面の種類	明示すべき事項	注意事項
1	保安林解除申請書	第6 保安林解除申請書等の記載方法について (1)申請書 参照	関係書類の大きさはJ I S規格A 4判に統一すること。
2	位置図	① 行政区画 ② 事業区域界（青） ③ 保安林界（保安林種ごとに着色） ④ 解除申請区域（赤く薄く着色又は赤線） ⑤ 道路等継続事業の場合には施行済区域は、黒色で着色し保安林解除申請を行っていた場合は解除告示年月日及び番号を併記すること。 予定地は、赤の実線で表示すること。 ⑥ 区間年度毎の延長等を記入すること。 ⑦ 残土処理を要する場合には、残土処理箇所	国土地理院発行の1/25,000か1/50,000地形図を使用すること。
3	保安林解除図	① 市町村界 ② 大字界 ③ 字界 ④ 地番界 ⑤ 地番 ⑥ 地目 ⑦ 保安林界（赤） ⑧ 解除申請区域（赤く薄く着色） ⑨ 事業区域（青） ⑩ 解除申請地の隣接地の地番及び地目 ⑪ 要解除地が地番の一部である場合は、要解除地の部分とそれ以外の部分とを○—○の線で結ぶこと。	1 実測図使用 2 公図（国土調査成果図）使用も差し支えない。 3 保安林解除図に面積の根拠が記載されていない場合は、別途面積計算図が必要。 4 保安林が事業区域の一部であっても、申請に係る事業区域すべての実測図が必要。 5 事業区域外であっても、解除の隣接地については地番・地目を明示すること。 6 道路（赤線）及び水路（青線）はそれぞれ茶色及び水色で着色すること。
事業計画書関係			
4	事業計画書	第6 保安林解除申請書等の記載方法について (2)事業計画書 参照	
5	予算書又は予算議決書の写し	資金調達方法を証する書類（残高証明書、融資証明書等）を含む	

6	事業計画図 兼 代替施設計画図	<p>事業計画図は、事業施設配置図と代替施設配置図の総称であり、申請の内容、規模等を把握する上で重要な図面であるので、作成に当っては十分注意すること。</p> <p>① 地形（等高線入り） ② 大字界 ③ 字界 ④ 地番界 ⑤ 地番 ⑥ 地目 ⑦ 保安林界（赤） ⑧ 解除申請区域（赤の斜線） ⑨ 事業区域（青） ⑩ 土地利用計画（施設の配置及び名称） ⑪ 法面の位置、形状、小段 ⑫ 切土、盛土の区分 ⑬ えん堤、擁壁、排水施設の位置、記号又は番号、種類及び規模等の代替施設の位置 ⑭ 縦横断測点又は測線 ⑮ 要解除地が地番の一部である場合は、要解除地の部分とそれ以外の部分とを○—○の線で結ぶこと。 ⑯ 写真撮影位置・方向</p>	<p>1 縮尺 1/500～1/2,000 2 工種別（道路、排水施設等）に色別すること。 着色に当っては、事業計画書（代替施設計画書）の新設又は改良する施設の内容の摘要欄の彩色と同じにすること。 3 事業計画図と代替施設計画図を合併して作成してよい。この場合には、標題を「事業計画図兼代替施設計画図」とすること。 4 残置又は造成する森林の配が明確に判断可能であるもの</p>
7	現況図	<p>① 地形（1～2mの等高線入り） ② 行政区界 ③ 事業区域界（青） ④ 保安林界（赤） ⑤ 解除申請区域（赤く薄く着色） ⑥ 他法令規制区域及びその名称 ⑦ 土地利用現況（森林、農地、道路、宅地等） ⑧ 人家・公共施設等 ⑨ 治山施設の位置、種類及び施行年度 ⑩ 保安林の傾斜区分（25°未満25°以上） ⑪ 添付写真の撮影位置及び方向</p>	<p>スキー場、農用地等のような大規模な転用の場合に作成することとし、一般には省略してよい。 1 縮尺 1/500～1/2,000 2 ⑩は、「撮影位置図」として別図に作成してもよいが、事業計画図兼代替施設計画図に記載がある場合は省略してよい。</p>
8	現況写真	<p>① 全景及び部分写真とし適宜の枚数を添付すること。ただし、保安林解除面積が1ha以下であって (ア) 森林法第26条第2項及び第26条の2第2項（公益上の理由）によるもの。 (イ) 土地の地質の変更行為の態様等が軽微であると認められるものについては、全景の写真のみとすることができる。 ② 写真撮影位置図は、現況図を使用し撮影位置、撮影方向、写真番号、撮影日を図示すること。 ③ 事業区域、保安林区域及び解除申請区域を明示すること。 ④ 大規模な事業計画については、空中写真を添付すること。 ⑤ 残土処理箇所についても写真を添付すること。</p>	

9	縦断図 ※注5	① 測点 ② 区間距離 ③ 追加距離 ④ 地盤高 ⑤ 計画高 ⑥ 切土高 ⑦ 盛土高 ⑧ 保安林解除の申請区間	1 縮尺 〔水平〕 1/500～1/2,000 〔垂直〕 1/500～1/2,000 2 土石等の採掘にあたっては、年度別掘削断面図及び採掘量計算表を表示すること。
10	横断図 ※注6	① 測点 ② 切土又は盛土高 ③ 現地盤線 ④ 計画地盤線及び勾配 ⑤ 擁壁及び法面保護施設 ⑥ 保安林解除の申請区間（赤）	1 縮尺1/100～1/200 2 土石等の採掘にあたっては、年別掘削断面図及び採掘量計算表を表示すること。
11	土量計算書	切土、盛土及び残土のそれぞれの総量並びにその処理方法についてのみ記載することとして差し支えない。	
12	土量配分 計画平面図 大規模開発等必要と認められる場合に添付	① 事業区域界（青） ② 造成区域界 ③ 保安林界（赤） ④ 切土区域（黄色で薄く着色） ⑤ 盛土区域（淡緑色で薄く着色） ⑥ 切土並びに盛土部分の位置形状及び土量土砂の移動方向及び移動土量	1 縮尺1/500～1/1,000
13	土捨場位置図	図面には、解除申請位置と土捨場をする場所の名称及び位置を記載すること。 解除申請位置には、捨土量（m ³ ）を記載し、土捨場には捨土可能量（m ³ ）と、今回の捨土量（m ³ ）を記載すること。 複数の捨土場で処理するときは、その分を記載することになる。ただし、総捨土量＞捨土箇所①捨土量＋捨土箇所②捨土量にならないこと。	
14	土捨場平面図 ※注4	① 盛土部分の位置形状及び防災対策施設等を記載すること。 ② 所在地等も記載すること。 ③ 完了後の標準縦横断面図を同一の図面に掲載すること。	1 縮尺1/500～1/1,000
15	土捨場容量 計算書	取りまとめ表についてのみ記載することとして差し支えない。	
16	面積計算図	① 地番界 ② 地番 ③ 保安林界（赤） ④ 解除申請区域（赤く薄く着色） ⑤ 道路等については測点を記入すること。	1 縮尺1/500～1/1,000 2 解除申請区域は三斜法又は座標法による。
17	面積計算書	取りまとめ表についてのみ記載することとして差し支えない。	

18	工事工程表	<ul style="list-style-type: none"> ① 工事全体の着手から完了までの全体期間 ② 上記の工種毎の期間 ③ 保安林における①②の期間 	
代替施設計画書関係			
19	代替施設計画書	<p>第6 保安林解除申請書等の記載方法について</p> <p>(3)代替施設計画書 参照</p>	
20	代替施設計画図	<p>把握する上で重要な図面であるので、作成に当っては十分注意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地形（等高線入り） ② 大字界 ③ 字界 ④ 地番界 ⑤ 地番 ⑥ 地目 ⑦ 保安林界（赤） ⑧ 解除申請区域（赤の斜線） ⑨ 事業区域（青） ⑩ 土地利用計画（施設の配置及び名称） ⑪ 法面の位置、形状、小段 ⑫ 切土、盛土の区分 ⑬ えん堤、擁壁、排水施設の位置、記号又は番号、種類及び規模等の代替施設の位置 ⑭ 縦横断測点又は測線 ⑮ 要解除地が地番の一部である場合は、要解除地の部分とそれ以外の部分とを○—○の線で結ぶこと。 ⑯ 写真撮影位置・方向 	<ul style="list-style-type: none"> 1 縮尺 1/500～1/2,000 2 工種別（道路、排水施設等）に色別すること。 着色に当っては、事業計画書（代替施設計画書）の新設又は改良する施設の内容の摘要欄の彩色と同じにすること。 3 事業計画図と代替施設計画図を合併して作成してよい。 この場合には、標題を「事業計画図兼代替施設計画図」とすること。 4 残置又は造成する森林の配が明確に判断可能であるもの
21	代替施設安定計算書	<p>取りまとめ表（箇所毎に因子、計算値、安全率等及び公式を記載すること。）についてのみ記載することとして差し支えない。</p>	
22	排水計画平面図 注2 事業計画図に表示が可能な場合は添付不要	<ul style="list-style-type: none"> ① 集水区域界（色別） ② 集水区域の番号及び面積 ③ 事業区域 ④ 下流河川の名称 ⑤ 流下能力の検討地点及び縦横断図 ⑥ 現況写真（ポール等で大きさを表示）を添付 ⑦ 排水施設の位置、記号又は番号、種類、形状、内のり寸法、勾配、延長水の流れの方向及び放流先の名称 ⑧ 保安林界（赤） ⑨ 排水系統模式図を図面の余白に記載 	<ul style="list-style-type: none"> 1 縮尺 1/500～1/2,000 2 集水区域の番号及び排水施設の記号又は番号は排水施設計画表と対照できるように附すること 3 流末処理は椅子手計画も表示すること。 排水計画平面図に表示が不可能な場合は、別途図面を作成すること。
23	排水施設流量計算書	<p>取りまとめ表（箇所毎に因子、計算値、安全率等及び公式を記載すること。）についてのみ記載することとして差し支えない。</p>	

24	流出土砂貯留施設平面図 (防災計画平面図)	① 集水区域界 (色別) ② 集水区域の番号及び面積 ③ 土砂流出防止施設 (色別) の位置、記号又は番号、種類規模及び貯砂量 ④ 保安林界 (赤)	1 縮尺 1/500～1/2,000 2 集水区域及び施設の記号又は番号は土砂流出防止施設計画計算表と対照できるように附すこと。 3 えん堤等の実測縦横断面及び貯砂量計算書を別に添付すること。 4 必要により「工事中」と「工事後」に分けて作成すること。
25	流出土砂貯留施設等計算書	取りまとめ表 (箇所毎に因子、計算値、安全率等及び公式を記載すること。) についてのみ記載することとして差し支えない。	
26	洪水調整施設等平面図 事業計画図に表示が可能な場合は添付不要	① 集水区域界 (色別)、集水区域面積 ② 調整池の位置、記号又は番号、種類、規模及び調節容量 ③ 下流河川の名称、流下能力の検討地点 「図郭外のものは別途添付」	1 縮尺 1/1,000～1/2,000 2 洪水調節ダムの実測縦横断面図容量計算表、H～V 曲線図及び下流河川縦横断面図を別途添付のこと。
27	洪水調整施設等計算書	取りまとめ表 (箇所毎に因子、計算値、安全率等及び公式を記載すること。) についてのみ記載することとして差し支えない。	
28	集水区域図 事業計画図に表示が可能な場合は添付不要	① 等高線 ② 集水区域界 ③ 集水区域の番号及び面積 ④ 集水区域内の主要な治山、治水、利水の施設	1 縮尺 1/2,000～1/5,000 2 流域の説明を要するときは 1/50,000 の地形図を用いること。
29	構造図 ※注 3	① 構造各部の仕上がり寸法 ② 材料の種類及び寸法 ③ 基礎工の材料及び寸法	1 縮尺 1/20～1/200 2 正面図、平面図、側面図、断面図及び配筋図等で図示する。
30	土工定規図 (標準断面図)	① 地質又は土質別の切土勾配及び盛土勾配 ② 小段の位置、巾及び間隔 ③ 擁壁及び法面の保護施設 ④ 仕上がり寸法 (道路) ⑤ 造成地盤の勾配 (宅地造成)	1 縮尺 1/100～1/200
31	工事工程表	① 工事全体 (代替施設) の着手から完了までの全体期間 ② 上記の工種毎 (代替施設分) の期間 ③ 保安林における①②の期間	

許認可に係る申請の状況を記載した書類又は許認可証書の写し			
32	許認可証書の写し等	<ul style="list-style-type: none"> ・申請に係る事業又は代替施設の設置について許認可を必要とする場合 ・環境アセスメントの実施状況も含む。 	
申請者に関する書類			
33	(法人) 法人登記事項証明書		
34	(法人でない団体) 団体の代表者の氏名、規約、組織運営に関する書類		国、地方公共団体等の事業の場合は不要。
35	直接利害関係者の証書	<p>直接の利害関係を有するものであることを証する書類とは次のような書類である。</p> <p>(ア)申請者が、当該申請に係る森林の土地の登記名義人（所有者、地上権者、賃借権者等）である場合には、土地登記簿謄本。</p> <p>(イ)申請者が登記名義人でない場合には、登記簿の謄本及び当該森林の土地についての登記名義人または、その承継人から権利を取得していることを証する書類（固定資産台帳証明、公正証書、戸籍謄本、売買契約書、土地使用承諾書等）。</p> <p>この場合、使用する土地1筆ごとにその権利が明確であること。</p> <p>(ウ)土捨場用地についても(ア)(イ)に準じた書類を添付すること。</p>	
解除要件を備えていることを確認できる書類			
36	級地区分に係る書類	当該地の傾斜等が判断できる図面等	
37	用地事情に係る書類	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の公的土地利用計画等 ※都市計画マスタープラン等 ・その土地以外に適地を求めることができないことを示す書類 	
38	面積に関する書類	転用に係る土地の面積が、必要最小限度である根拠を示す通知や計算等	

39	実現の確実性に 係る書類	① 信用、資力及び技術力を証明する書類 (添付例) ・企業概要 ・取引実績 ・財務諸表 ② 当該保安林と併せて使用する土地がある 場合、当該土地を使用する権利を取得し ている又は取得することが確実であるこ とを示す書類	
40	利害関係者の 意見	① 利害関係を有する市町村長の意見。 市町村が事業主体となる保安林解除申請 書又は市町村長が申請者であるものにつ いては、当該市町村長の同意書の添付を 要しない。(別紙1) ② 解除に直接の利害関係を有する者の意 見。(別紙2) ③ 土捨場用地についても別紙3 土地使用承 諾書を添付すること。	

[注意事項]

※注1～4

専ら道路の新設又は改良(高速自動車国道を除く)の場合、流出土砂貯留施設平面図、排水計画平面図(集水区域図を含む)、構造図、土捨場平面図に係る林野庁提出分については添付を省略して差し支えないが、振興局及び県庁分については、省略せずに添付すること。

※注5～6

専ら道路の新設又は改良(高速自動車国道を除く)の場合または1ha以下で、公益上の理由及び形質変更が軽微の場合、縦断図、横断図に係る林野庁提出分については、標準的切土及び盛土の断面のみを同一の図面に表示(法面の高さ、土質別の勾配等を表示すること。)した標準断面図(1葉)として差し支えない振興局及び県庁分については、特定の断面図の提出を求めることがある。

(2) 林野庁に提出する保安林解除申請書類に係る添付書類の簡素化

下記の書類は、通達により簡素化及び省略しても差し支えないことになっているが、県及び振興局分は省略せず提出すること。

項目	該当書類等	① 1 ha 以下で、公益上の理由及び土地の形質の変更が軽微	②専ら道路の新設又は改良（高速自動車国道を除く）	③国・地方公共団体又は規則第5条に定める事業	④①～③に該当しない事業
写 真	現況写真	全景写真のみで可	○	○	○
事業計画図	事業施設配置図代替施設配置図	事業施設及び代替施設の配置は、同一の図面に表示して差し支えない。			
事業計画書	予算書及び残高証明書の写し等資金の調達方法を証する書類	○ ②③に該当する事業は不要	×	×	○
代替施設計画書	排水施設流量計算書 流出土砂貯留施設計算書代替施設安定計算書	○	×	○	○
	洪水調節施設等計算書	各計算書のとりまとめ表（箇所毎に因子、計算値、安全率等及び公式を記載）についてのみ記載することとして差し支えない。			
法人登記簿 定款等	法人登記簿又は団体の代表者の氏名、住所、組織運営に関する書類、営業報告等	○ ③に該当する事業は不要		×	○
直接利害関係者の証書の写し等	保安林の土地登記簿 謄本売買契約書土地 使用承諾書等	○	○	○	○
	市町村長の同意書	○	○	○	○
	直接の関係者の同意書	○	○ （土捨場の使用承諾を含む）	○	○
土量計算書	土量計算書	切土、盛土及び残土のそれぞれの総量並びにその処理方法のみ記載することとしてさしつかえない。			

項目	該当書類等	① 1 ha 以下で、公益上の理由及び土地の形質の変更が軽微	②専ら道路の新設又は改良（高速自動車国道を除く）	③国・地方公共団体又は規則第5条に定める事業	④①～③に該当しない事業
土量計算書	土捨場容量計算書	○	×	○	○
		土捨場容量計算とりまとめ表のみ記載することとして差し支えない。			
保安林解除図	面積計算図	○	○	○	○
	面積計算書	面積計算とりまとめ表についてのみ記載することとして差し支えない。			
添付図面	防災計画平面図 流出土砂貯留施設平面図、洪水調節施設等平面図等	○	×	○	○
	事業計画図に表示が可能な場合は不要。				
	排水計画平面図 集水区域図	○	×	○	○
	事業計画図に表示が可能な場合は不要。				
	縦断図 横断図	標準的切土及び盛土の断面のみを同一の図面に表示（法面の高さ、土質別の勾配等を表示）した標準断面図（1葉）として差し支えない。		○	○
構造図	○	×	○	○	
	土捨場平面図	○	×	○	○
工事設計書		×	×	×	○
工事仕様書		×	×	×	○

注) ○印は添付を必要とするもの
×印は添付を省略して差し支えない

第6 保安林の解除申請書の様式等について

保安林解除申請書の様式及び記載方法について

(1) 申請書

① 申請書の様式及び記載例

令和 年 月 日
第 号

保安林解除申請書

農林水産大臣 殿
(長崎県知事)

申請者 住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者)

次の森林について保安林の指定の解除をされたく、森林法第27条第1項の規定により申請します。

森 林 の 所 在 場 所						全 面 積		要 解 除 実 測 積	森林所有者 の氏名又は 名称及び 住所	備 考
県	市郡	町	大字	字	地 番	台帳面積	実測又は 見込面積			
長崎	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇 〇	ha 〇.〇〇〇〇	ha 〇.〇〇〇〇	ha 〇.〇〇〇〇	〇〇〇〇〇 〇〇市〇〇町 大字〇〇字〇〇 〇〇〇番地	
計					〇筆	〇.〇〇〇〇	〇.〇〇〇〇	〇.〇〇〇〇		

指定の解除の理由

〇〇用地とするため (詳細は別紙のとおり)

指 定 の 解 除 の 理 由

※記載すべき事項

事業そのものの説明（事業内容、事業の必要性又は正当性）したうえで、①用地の非代替性（位置的必然性）、②面積の必要性（必要最小限の面積）、③代替施設等による保全対策の確保、④地元同意の取得について記載すること。

（例1）林道用地とするため

林道〇〇線は、〇〇町の県道〇〇線を起点として〇〇半島西側斜面を、現在開設中の〇〇線（〇〇郡〇〇町〇〇郷）までを結ぶ林道であります。

当該地域は、県内でも有数の森林資源が豊富な地域であります。過疎化は例外なく進行しており豊富な森林資源の有効活用、地域の活性化が必要となっております。

このため、地域の林業振興、生活環境の改善を図るとともに、近年、森林空間を利用したレクリエーション施設等が各自治体で整備されるなど人の入り込みが増加しつつあることから、森林資源を林野火災から守るためと、レクリエーション施設へのアクセス道路を目的として全体路線の線形を計画しましたが、計画路線が保安林の一部にかかってしまいました。路線の線形上他に適地を求め難く、やむを得ず当該地を林道用地とするため保安林の解除を申請するものであります。

又、利害関係者である地元自治会から、当該保安林の林道用地への転用に対するの同意を得ています。

（例2）住宅用地とするため

県庁所在地である〇〇市は、近年の都市集中化に伴い人口は年々増加傾向にありますが、市内及びその周辺区域の住宅開発は、既に飽和状態を呈しています。このようなことから〇〇市に隣接する当該△△町はJRで〇〇市の中心部の××駅まで約15分程度の位置にあり、通勤、通学等の利便性等から当該△△町での住宅の供給が強く求められています。

以上のことから・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

なお、事業区域の策定に当たっては、区域中央部に存在する当該保安林を除外する方向で地形、周辺状況、必要宅地、残存緑地計画、公共施設敷等を勘案し種々検討を行いました。用地的に面的な確保が必須なこと等からその区域の一部に当該保安林を含まざるを得ない状況となり、当該保安林の一部を住宅用地として転用いたしたく保安林の指定の解除を申請するものであります。

また、利害関係者である地元自治会から、当該保安林の住宅用地への転用に対するの同意を得ています。

② 申請書の記載上の注意

項 目	記載上の注意事項
宛 名	国有保安林及び民有林重要流域に係る森林法第25条第1項の1号から3号までの水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林の場合は、農林水産大臣あて、その他の民有保安林にあつては長崎県知事あてとすること。
申請者	氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
森林の所在場所	森林の所在場所は、保安林の地番ごとに記載し登記簿謄本によること。市・郡欄は、該当する項目に○を記入すること。大字欄は登記簿に大字と記載されていない場合は、（付さず）と記入すること。
全面積	面積は実績又は見込みの区別を明記し、haを単位として小数第4位まで記載し、小数第5位以下は切捨てること。台帳面積は、登記簿謄本に記載されている面積によること。実測又は見込面積は、当該地番の保安林面積を記載すること。
要解除実測面積	要解除実測面積は、当該申請のために測量した面積を記載すること。
森林所有者の氏名 又は名称及び住所	森林所有者の氏名又は名称及び記載は、土地登記簿謄本と一致すること。
備考欄	備考欄には、該当保安林の名称を記載すること。
指定の解除の理由	指定の解除の理由は具体的に記載すること。 なんの目的で転用するのか。 目的の事業等を実施するために、なぜ保安林に用地を求めなければならないか。 転用により保安上の影響はないのか。 転用の目的を実現するため保安林を解除することについて、利害関係者の同意を得ているか。

(2) 事業計画書

①事業計画書の様式及び記載例

事業計画書

転用の目的に係る 事業または施設の 名称	○ ○ 団地宅地造成事業						
事業者の氏名及び 住所	○○市○○町○○番地 ○ ○ ○ ○						
用地選定 事由	(Blank)						
当該事業を実施する者が当該保安林の土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得状況	(Blank)						
事業資金の総額 および調達方法 注()は保安林内	資金総額	調 達 方 法					
		種類及び氏名	金 額	摘 要			
	(千円) ○ ○ ○	○ ○ ○	千円 (○○○, ○○○) ○○○, ○○○				
	(○○○, ○○○) ○○○, ○○○	○ ○ ○	千円 (○○○, ○○○) ○○○, ○○○				
	計	千円 (○○○, ○○○) ○○○, ○○○					
事業経費 ()は保安林内	項 目			員 数	単 価	金 額	摘 要
	大項目	中項目	小項目				

	年	令和 4 年					令和 5 年												令和 6 年		
	月	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
工事工程 注) 上段= 保安林 下段= 全体計画	切盛土					■	■	■	■	■	■										
	捨土処理										■	■									
	ブロック積工						■	■	■	■	■										
	法面保護工													■	■	■	■	■			
	防護施設工																		■	■	■
	排水施設工										■	■	■	■	■	■	■	■			
	舗装工																		■	■	■
	補強土壁工						■	■	■	■	■	■									
	項目	種類	用途	規模	構造	所在	摘要														
新設または改良 する施設の内容	舗装工	保全施設	(○, ○○○) ○, ○○○ m ²	アスファルト	内外	[]															
	法面保護工	〃	(○, ○○○) ○, ○○○ m ²	種子吹付	〃	[]															
	防護施設工	〃	(○○○) ○○○ m	ガードレール	内外	○ ——— ○															
	排水施設工	〃	(○○) ○○ m	暗渠(ヒューム管)	内外	[]															
			(○○) ○○	〃 (PC管)	〃																
			(○○) ○○ m	〃 (アーチカルバート)	内外																
			(○○) ○○ m	〃 (プレスト管)	〃																
(○○○) ○○○ m	〃 (盲暗渠)	外																			
上段()書は 保安林部分	ブロック積工		(○○○) ○○○ m ²			[]															
	補強土壁工		(○○) ○○ m	テールアルメ		[]															

その他参考と なるべき事項	1. 用地の転用についての許認可等			
	法令の名称	許認可年月日または、その見通し		
	国有財産法 森林開発 公団法	管理担当者と協議のうえ同意済み。(別添 協議書写し参照) 作業路取付については担当者と協議のうえ了解済み。 (別添 協議書写し参照)		
	2. 事業についての許認可等			
	法令の名称	許認可年月日または、その見通し		
	道 路 法	町担当課と協議のうえ同意済み。(別添 協議書写し参照) また、現地立会いのもと確認済み。		
	3. 当該保安林の土地と併せて当該事業等の用に供される土地がある場合、当該土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得状況			
	種 類	地 目	面 積	取 得 状 況
	所 有 権	保 安 林	28,233 m ²	町有地 別紙「土地所有権の種類及び取得状況一覧表」参照
	〃	山 林	3,300 m ²	買収同意済 〃
	〃	原 野	651 m ²	〃 〃
	〃	田	417 m ²	〃 〃
	使用権	青 線	56 m ²	協議済 〃
	使用権	赤 線	50 m ²	協議済 〃
	計		28,233 m ²	〃
	地 上 権		28,233 m ²	解除同意済 〃
	計		28,233 m ²	〃
	4. 転用後の用途面積			
	用途 区分	林 道 用 地		摘 要
	保 安 林	28,233 m ²		
山 林	3,300 m ²			
原 野	651 m ²			
田	417 m ²			
青 線	56 m ²			
赤 線	50 m ²			
計	32,717 m ²			

5. 排除を要する他人の権利		
種類	権利者の住所氏名	摘要
なし		
6. 申請者と事業者との関係		
<p>長崎県県営林道事業実施要領に基づく事業で、各市町の施行願により県が施工するが用地補償等、その他諸問題の解決、及び完成後の維持管理は各市町の業務となっているので町が申請者となっている。</p>		
7. 申請面積が必要最小限度であることを証する根拠		
<p>林道規定及び林道技術基準に基づき、平面、縦断を検討するとともに現地の地形を考慮して例外規定を最大限活用した構造で、林道の維持管理上最小限の面積になるよう設計している。</p>		
8. 事業量および事業概要		
<p>(1) 事業の名称 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 事業 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 林道 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 線 (<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 工区)</p> <p>(2) 事業量 延長 <input type="checkbox"/> , <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> m (保安林内 <input type="checkbox"/> , <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> m) 幅員 <input type="checkbox"/> . <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> m</p> <p>(3) 工事の開始及び完了の予定の日 (上記 工事工程のとおり) (保安林解除の日から) 全体 着工 年 月 日 ~ 完了 年 月 日 (保安林解除の日から) 保安林部分 着工 年 月 日 ~ 完了 年 月 日</p>		
9. 予定施工業者及びその実績		
10. 利害関係者の意見		
11. 残置森林率・配置及び管理計画等及び緑地		
12. 工事仕様書		
13. 土量計算書		

②事業計画書記載上の注意

項 目	記 載 上 の 注 意 事 項
転用の目的に係る事業または施設の名称	<p>転用の目的に係る事業が法令又は補助により行う 事業である場合は、当該事業の名称又は施設の名称を正確に記載すると共に根拠法令等を記載する。なお、転用に係る事業が法令等による事業でない場合は、それぞれの適切な名称を記載する。</p>
事業者の氏名及び住所	<p>(1) 事業（事業主体）が国の機関又は地方公共団体である場合。 国の機関又は地方公共団体の名称及びその事務所の所在地を記載する。</p> <p>(2) 事業者が法人又は法人でない団体である場合。 ①その名称及び代表者の氏名並びに当該法人又は団体の事務所（本店・支店等）の所在地を記載する。 ②法人でない団体とは、任意組合等である。</p> <p>(3) 事業者が個人の場合は、その者の住所、氏名を記載すること。</p>
用地選定事由	<p>(1) 事業対象地の選定に当たっては、事業の目的、事業の必要性又は施設の性質等と関連させて、当該保安林以外に他に適地を求めることができない理由を具体的に記載すること。（必要に応じて用地検討表を添付すること。）</p> <p>①当該事業又は施設の設置位置が現地の地況及び事業の効果等の関連から、技術的に特定され他に適地を求めることができないこと。 ②事業の目的又は施設の性質等から立地上要求される条件（位置、地形、気象、水利、交通等）と現地がこれらの条件に適合していること。 ③当該地域の自然的条件、地理的条件、土地利用の状況、市町村における土地利用計画等の整合性等から当該事業用地としての適地をその区域外に求めることが困難であること（適地選定経過については、別紙で簡明に記載し、関係図面を添付すること。） ④当該事業区域は、極力、保安林を避けて選定したものであり、区域内に保安林が介在又は点在する等のために保安林を除外して事業計画を立てることが著しく困難であること。 ⑤当該区域内の森林を転用し、当該用途に利用することが市町村の振興計画等、地域における公的な各種土地利用に適合しているものであること。 ※道路の新設、バイパス工事・ダム新設等の公共工事についても用地検討表を必ず添付すること。</p> <p>(2) 解除申請面積は、当該事業の用地として必要最小限度の面積である事を具体的に説明すること。（関係資料の添付により、その算出根拠を明確にすること。）</p> <p>(例) ア. この地区は、都市計画法の市街化区域である。 イ. 当該事業区域は、JR〇〇線の△△駅から200m東に位置している。 ウ. 隣接地は既に住宅用地が造成されている。 エ. 当該事業区域は、全体的に穏やかな丘陵地であり、地形に沿って造成ができる。</p> <p>以上のことから、5箇所の候補地のうち、地形・地質、周辺の状況、必要宅地、残地緑地計画、公共施設等について比較検討し、当該事業区域の中央部に存在する保安林については、宅地の配置上一段としての用地確保が必要なことから当該保安林の一部を住宅用地として転用せざるを得なくなったため、その指定の解除を申請することとしました。</p> <p>なお、5箇所の候補地について比較検討した選定経過は別紙〇のとおりです。</p>

<p>当該事業を実施する者が当該保安林の土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得状況</p>	<p>当該保安林の土地を使用する権利の種類及びその取得状況が現在どのような状況かを記載する。</p> <p>(1) 使用する権利の種類については、事業者が当該事業のために当該保安林の土地を使用することができる権原、すなわち、所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権、使用貸借による権利等の種類を記載すること。</p> <p>(2) 取得の状況については、次のとおり記載すること。</p> <p>①事業者が権利を取得している場合は、その旨及び取得した年月日を記載する。なお、当該権利について登記がなされている場合（当該事業者が登記名義人である場合に限る。）には、その旨及び当該登記の日付けとし、その旨を附記すること。</p> <p>②事業者が権利を取得していない場合は、その旨並びに取得しようとする権利の種類、相手方の住所、氏名、交渉の経緯及び状況を記載すること。</p> <p>(3) 「面積」は、実測又は見込面積を記載すること。</p> <p>(4) 地目ごとに小計をとること。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="5">所在場所</th> <th rowspan="2">面積 (実測又は見込)</th> <th rowspan="2">地目</th> <th rowspan="2">土地を使用する権利の種類</th> <th rowspan="2">権利等の取得の状況</th> <th rowspan="2">登記名義人 (承継人)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>市郡</th> <th>町村</th> <th>大字</th> <th>字</th> <th>地番</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>△△</td> <td>□ha 〇 〇〇〇〇</td> <td></td> <td>所有権</td> <td>令和〇〇年〇月 〇日取得</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>別紙No.〇 のとおり</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〇筆</td> <td>〇 〇〇〇〇</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所在場所					面積 (実測又は見込)	地目	土地を使用する権利の種類	権利等の取得の状況	登記名義人 (承継人)	備考	市郡	町村	大字	字	地番	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	△△	□ha 〇 〇〇〇〇		所有権	令和〇〇年〇月 〇日取得	〇〇〇〇	別紙No.〇 のとおり												計	〃	〃	〃	〇筆	〇 〇〇〇〇					
所在場所					面積 (実測又は見込)	地目							土地を使用する権利の種類	権利等の取得の状況	登記名義人 (承継人)	備考																																		
市郡	町村	大字	字	地番																																														
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	△△	□ha 〇 〇〇〇〇		所有権	令和〇〇年〇月 〇日取得	〇〇〇〇	別紙No.〇 のとおり																																								
計	〃	〃	〃	〇筆	〇 〇〇〇〇																																													
<p>事業資金の総額および調達方法</p>	<p>調達方法については、次のとおり記載する。</p> <p>(1) 資金の総額</p> <p>(2) 資金調達方法</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>種類及び名称</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自己資金</td> <td>円</td> <td>別紙〇銀行残高証明のとおり</td> </tr> <tr> <td>〇〇補助金</td> <td>円</td> <td>別紙交付決定のとおり</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>円</td> <td>別紙〇銀証貸付証明のとおり</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 予算成立年月日</p> <p>①事業者が国の機関である場合は、資金の総額及び予算の成立年月日を記載する。</p> <p>②事業者が県及び市町その他の地方公共団体である場合は、資金の総額及び当該事業に係る予算の成立年月日を記載する。予算書の写しを添付すること。</p> <p>(4) 資金の全部又は、一部が補助金、助成金その他国又は地方公共団体の資金（借入金を除く。以下「補助金等」という。）である場合は、当該補助金等の名称、交付決定年月日及び交付決定額（交付決定がなされている場合は交付申請年月日及び申請金額）並びに当該補助金等の交付事務を担当する部局名も記載する。</p> <p>(5) 資金の全部又は、一部が借入金である場合は、当該借入金の種類及び名称、貸付決定年月日及び決定額（決定がなされていない場合は借入金申込年月日及び申込金額）並びに借り入れの相手方の住所及び氏名（法人あつてはその名称）を記載する。</p> <p>なお、借入金の場合は、貸付機関の融資証明書を添付すること。</p>	種類及び名称	金額	備考	自己資金	円	別紙〇銀行残高証明のとおり	〇〇補助金	円	別紙交付決定のとおり	借入金	円	別紙〇銀証貸付証明のとおり																																					
種類及び名称	金額	備考																																																
自己資金	円	別紙〇銀行残高証明のとおり																																																
〇〇補助金	円	別紙交付決定のとおり																																																
借入金	円	別紙〇銀証貸付証明のとおり																																																

<p style="text-align: center;">事業経費</p>	<p>(1) 一覧して項目ごとの金額の積算基礎を知ることができるよう記載する。 なお、その詳細を別紙により表示することが適当な場合は、積算基礎の概要を記載するにとどめ、詳細は別紙1に譲っても差し支えない。</p> <p>(2) 事業に要する経費の項目ごと（用地費、土木工事費、建築工事費単価、金額）は具体的に記載すること。</p> <p>(3) この事項は、つとめて表を用いて記載する。（表の標準様式は次のとおり）</p> <table border="1" data-bbox="596 405 1453 584"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>工種</th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用地費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土木工事費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築工事費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※項目ごとに小計または計をもってまとめ合計する。 また保安林部分については上段に（ ）で内数として併記する。</p>	項目	工種	数量	単価	金額	備考	用地費						土木工事費						建築工事費						計					
項目	工種	数量	単価	金額	備考																										
用地費																															
土木工事費																															
建築工事費																															
計																															
<p style="text-align: center;">工事工程</p>	<p>(1) 工事の開始及び完了の予定日 全体 着工 年 月 日・完了 年 月 日 保安林部分 着工 年 月 日・完了 年 月 日</p> <p>(2) 工事の工程 別紙工事工程表のとおり ※工事の着工から完了に至るまでの全体の期間及び保安林部分の着手期間について、工種ごとに図表を用いて作成すること。</p> <p>(3) 解除に要する事務処理期間を大臣権限で5ヶ月程度（知事権限3ヶ月程度）はとって、工事着手日を記入すること。</p> <p>(4) 代替（保全）施設の設置は、本体工事に先行するよう配慮し、気象条件を勘案して、工種（構造物）の施工時期を決定すること。</p> <p>(5) 土工事においては、できるだけ雨期をさけて行うよう配慮されていること。</p> <p>(6) 種子吹付及び植栽等の緑化工事は適期に計画すること。</p>																														
<p style="text-align: center;">新設または改良する 施設の内容</p>	<p>(1) 施設の種類、規模、構造及び所在については、詳細に記載する。 なお、規模の欄は上段に（ ）で当該計画に占める保安林内の事業量を記入すること。</p> <p>(2) 所在については、当該施設が保安林の区域の内外に計画されているかを記入する。保安林内に計画されている場合は、内と記入し、保安林外に計画されている場合は、外と記入すること。共に計画されている場合は、内外と記入すること。記入に当たっては、事業計画図兼代替施設設計図と必ず照合すること。</p> <p>(3) 摘要欄の は事業計画図兼代替施設設計図の凡例の色と同色を彩色すること。（複数の構造がある場合は、凡例は別々の例とすること。）</p>																														
<p style="text-align: center;">その他参考となるべき事項</p>	<p>1 用地の転用についての許認可等</p> <p>(1) 当該事業等に供される土地の土地利用が他の法令等により制限されている場合は、当該法令等の名称および当該制限に係る許認可を受けた年月日（許認可を受けていない場合は当該許認可に対する申請等をした年月日）を記載する。 （例）長崎県砂防指定地管理規則第4条第1項（砂防指定地内行為許可）令和〇〇年〇〇月〇〇日で申請済み（別紙No.〇のとおり）</p> <p>(2) 添付書類については、いずれか1つを添付すること。 ①申請中の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類。 ②未だ申請をしていない許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類。 ③許認可のあったものについては、その許認可書の写し。</p>																														

④他の法令とは、森林法以外のことで林地開発についての許認可は含まない。

(3) 事業区域内に青線・赤線（国有財産法）がある場合は、必ずその協議結果について記載すること。又、当該事業に伴い他の道路等に潰地が生じる場合は、その協議結果について記載すること。

2 事業についての許認可等

前項1の「用地の転用についての許認可等」に準じて記載する。

又、事業に伴い他所管の道路等と接続する場合は、その協議結果を記載すること。

(例) 土地区画整理法第14条第1項…令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで
認可済み（別紙No.〇のとおり）

3 当該保安林の土地と併せて当該事業の用に供される土地がある場合、当該土地を使用する権利及び当該権利の取得の状況、事業者が使用する土地について権利の種類と取得状況（保安林と併せて）を地目ごとに記載する。内訳については、「土地使用権の種類および取得状況一覧表」を添付すること。

所在場所					面積 (実測又は見込)		地目	土地を使用する権利の種類	権利等の取得の状況	登記名義人 (承継人)	備考
市郡	町村	大字	字	地番	□ha	〇〇〇〇					
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	△△	〇	〇〇〇〇		所有権	令和〇〇年〇月〇日取得	〇〇〇〇	別紙No.〇のとおり
計	〃	〃	〃	〇筆	〇	〇〇〇〇					

(1) 使用する権利の種類については、事業者が事業のために保安林を使用することができる権原、すなわち、所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権、使用貸借による権利等の種類を記載すること。

(2) 取得の状況については、次のとおり記載すること。

①事業者が権利を取得している場合は、その旨及び取得した年月日を記載する。なお、権利について登記がなされている場合（事業者が登記名義人である場合に限る。）には、その旨及び登記の日付けとし、その旨を附記すること。

②事業者が権利を取得していない場合は、その旨並びに取得しようとする権利の種類、相手方の住所、氏名、交渉の経緯及び状況を記載すること。

(3) 「面積」は、実測又は見込面積を記載すること。

(4) 地目ごとに小計をとること。

注. 赤線・青線についても事業区域内に含まれる場合は、必ず面積等内訳を記載すること。

4 転用後の用途別面積

事業区域内の土地について、用地の地目毎に転用後の用途別面積を記載すること。

なお、面積計は「3 当該保安林の土地と併せて当該事業の用に供される土地がある場合、当該土地を使用する権利及び当該権利の取得の状況」の所有権の面積と合わせる。

開発行為の目的によっては、残置森林率や森林率に制限が出てくる。この場合は、次表により記載すること。

工事工程表

種類		期間		○年						○年		
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
土木工事	伐採工事	—— ---										
	切盛工事			—— ---	—— ---	—— ---	—— ---	—— ---				
擁壁工事			—— ---	—— ---	—— ---	—— ---	—— ---					
排水工事				—— ---	—— ---	—— ---	—— ---					
道路工事				—— ---	—— ---	—— ---	—— ---					
緑化工事							—— ---					
雑工事				—— ---	—— ---	—— ---	—— ---					
防災施設工事		—— ---	—— ---									

全体 —— 保安林 ---

転用前後の用途別面積
(例)

(単位：ha)

用地の現況 転用後の用途		保安林	山林	畑	その他	構成比 %
宅	地	0.2101	17.1427	—	0.0708	34% 17.4236
農	地	—	—	3.5167	—	7% 3.5167
(近隣・児童)	公園	0.2435	1.3526	0.1809	—	3% 1.7770
道	路	0.2516	8.0659	2.4672	0.2219	21% 11.0066
公益施設	用地	—	2.7918	0.2763	0.0147	6% 3.0828
学校及び	保育園	0.7672	2.0629	0.5142	0.2354	7% 3.5797
調	節池	—	0.0806	1.0516	0.0322	2% 1.1644
法	面	0.0427	1.0548	0.0241	0.0518	2% 1.1734
造成	森林	0.7633	0.1624	0.2686	0.0661	3% 1.2604
(小	計)	(2.2784)	(32.7137)	(8.2996)	(0.6929)	(85%) (43.9846)
残置森林	15年生以下	—	—	—	—	—
	16年生以上	4.5263	3.2344	—	—	15% 7.7607
計		13% 6.8047	70% 35.9481	16% 8.2996	1% 0.6929	100% 51.7453

$$\text{残置森林率} = \frac{\text{残置森林面積 (15年生以下の若齢林を除く)}}{\text{事業区域内の森林面積}} \times 100 = \frac{\text{〇〇〇〇} - \text{〇〇〇}}{\text{〇〇〇〇}} \times 100 = \text{〇〇. 〇}\%$$

$$\text{森林率} = \frac{\text{残置森林面積} + \text{造成森林面積 (成林の見込まれるもの)}}{\text{事業区域内の森林面積}} \times 100 = \text{〇〇. 〇}\%$$

[注 住宅団地の造成である場合は、森林率の計算においては緑地面積を加算して計算する。]

- (注) 1. 用地の現況欄中の「その他」は道路・水路及び宅地等である。
2. 転用後の用途欄中の「公益施設」は、汚水処理場、防火水槽用地である。

- 5 申請者と事業者との関係
同一の場合は同一と記載し、違う場合はその理由を記載すること。
- 6 申請面積が必要最小限度であることを証する根拠
 (1) 申請面積について、必要最小限度である根拠について具体的に記載する。
 (2) 法令等により基準（道路構造令、林道規程等）がある場合にはその基準に適合し、適正な規模（必要最小限度）であることを記載する。
 (3) 法令により基準がない場合には、申請面積が、土地の合理的利用と周辺の利用実績等から合理的理由があり、必要最小限度であることを具体的に記載すること。
- 7 事業量および事業概要
 (1) 事業の名称
「転用の目的に係る事業または施設の名称」で記載した事業名を記載すること。
 (2) 事業量
 ①単年度の場合は、工事内容を記載し、（ ）で保安林の事業量を記載すること。
 ②申請事業区域が全体計画の一部である場合には、全体計画、今回計画、及び期別計画並びにそれぞれに占める保安林の事業量について記載すること。
 （例）当期計画（〇〇～〇〇年度）は、全体計画（〇〇～〇〇年度）の第1期分として実施する。

施設の種類	全体計画	うち今回計画	左記の内保安林内	第2・3期計画	左記の内保安林内
独立住宅用地	〇〇〇〇〇m ²	〇〇〇〇〇m ²	〇〇〇〇〇m ²	〇〇〇〇〇m ²	-
公園用地	〇〇〇〇〇m ² (〇ヶ所)	〇〇〇〇〇m ² (〇ヶ所)	〇〇〇〇〇m ² (〇ヶ所)	〇〇〇〇〇m ² (〇ヶ所)	-
都市計画道路	延長 〇〇〇m 幅員 〇m	延長 〇〇〇m 幅員 〇m	-	延長 〇〇〇m 幅員 〇m	-
区画街路	延長 〇〇〇m 幅員 〇m	延長 〇〇〇m 幅員 〇m	延長 〇〇〇m 幅員 〇m	延長 〇〇〇m 幅員 〇m	-
公益施設用地	〇〇〇〇〇m ²	〇〇〇〇〇m ²	-		
学校用地	〇〇〇〇〇m ² (小学校1校、保育園1園)	〇〇〇〇〇m ² (小学校1校、保育園1園)	〇〇〇〇〇m ² (1校)		
その他	調整池1ヶ所(〇〇〇m ²) 〇〇〇1ヶ所(〇〇〇m ²)	〃			
事業区域	〇〇〇・	51.75・	6.80・(2.29・解除)	〇〇〇・	-

- 8 予定施工業者及びその実績
 (1) 国、地方公共団体等による事業については記載を要しない。
 (2) 予定されている施工業者とその事業経歴等について記載すること。（未定の場合は、選定方針等を記載する。）
 （例）優良施工業者の指名競争入札により決定する。

	<p>9 利害関係者の意見</p> <p>当該保安林の解除に利害関係を有する地方公共団体の長及び解除に直接利害関係を有する者から同意を得ている旨を記載し、同意書を添付すること。必要に応じて解除に直接利害関係を有する者の位置と解除予定地を図示した位置図を添付すること。</p> <p>(例) 地元代表者……別紙No.○のとおり○○○○から○年○月○日付けで同意済み。</p> <p>水利権者……別紙No.○のとおり○○○○から○年○月○日付けで同意済み。</p> <p>隣接土地所有者……別紙No.○のとおり○○○○から○年○月○日付けで同意済み。</p> <p>※林野庁の指導としては、「地区で説明会等を行い理解を得た上で、地区として表した意見として区長から同意を得る」こととしており、同意書の取得により説明等のプロセスが必須としている。</p> <p>このため、同意書の取得した経過を取りまとめた決裁書の写しを添付すること。</p> <p>10 残置森林率・配置及び管理計画等及び緑地開発行為の目的によって、残置森林率や森林率に制限が出てくる場合に記載する。</p> <p>①残置森林、造成森林及び緑地の配置及び規模については、「Ⅲ. 保安林の転用許可基準」の表1及び表2に定められた基準を満たすように計画すること。</p> <p>②残置森林については、配備の方針（残置する位置、目的及び規模等）を記載すること。</p> <p>③緑地については、造成目的、その施工内容に応じ、土砂流出防止のため、必要な工種（張芝、種子吹付、施肥、客土、植栽等）を記載すること。</p> <p>(例)</p> <p>(ア) 残置し又は造成する森林又は緑地の面積の事業区域内の森林面積の割合は、事業計画書の転用前後の用途別面積で記載したとおり○○%確保している旨。</p> <p>また、残置森林の配置については、事業計画図（又は事業施設配置図）に図示したとおり事業区域の周辺におおむね50mの森林帯を配置し環境の保全等に留意して配置したこと等残置森林率及び配置について記載する。</p> <p>(イ) 残置森林の維持管理計画等</p> <p>残置し又は造成する森林は、当該事業者と市町村との間で覚書を締結し（別添資料のとおり）、無償で市町村に提供し、市町村において適正に管理することとしていること等のように残置森林の管理方法等について記載する。</p> <p>11 工事仕様書</p> <p>工事仕様書を添付し、「別紙No.○のとおり」と記載すること。</p> <p>12 土量計算書及び残土(又は不足土)の処理方法</p> <p>(例) 別紙(例)、別紙No.○のとおり</p> <p>(1) 土量計算については、切土、盛土及び残土(不足土)のそれぞれの総量及びその処理(調達)方法を下記様式に準じて記載すること。</p> <p>(2) 残土処理に土捨場を確保する場合は、その土捨場の災害防止対策及び土捨場許容量等についても記載すること。</p>
--	---

土 量 計 算 書

1 土量計算の総括表

単位：m³

土量計算区	切 土 量	盛 土 量		残土（不足土）	備 考
		切土運用土	不足土		
事業区域内					
内保安林内					
保安林外					

2 積算基準

※土量計算書を添付し「別紙のとおり」と記載すること。（省略してよい場合がある。）

3 残土処理又は不足土調達の方法

①残土が生じる場合は、その処理場所及び方法について、保全上支障がないように行われることを具体的に説明し、関係法令の許認可状況、残土の処理することに対する土地所有者の同意等（誰に何時同意をもらったか）についても記載すること。

②不足土が生じた場合は、その調達方法を記載すること。

③残土処理の場所及び不足土の調達の場合は、必ず位置図に明示すること。

4 土捨場の災害防止対策

5 土捨場容量とりまとめ表

番号	所 在 地 (所 有 者)	地 目	平均長	平均幅	面 積	平均盛高	許容量
		m	m	m	m ²	m	%
計							

注 専ら道路の新設又は改良（高速自動車国道を除く。）の場合、5 土捨場容量とりまとめ表については省略することとして差し支えない。

事業経費

()は保安林内

費目	工種	種目	単位	員数	単価	金額	摘要
本工事	土工	切土	m ³	(0, 000) 0, 000	0, 000	(0, 000, 000) 0, 000, 000	
	〃	盛土	m ³	(0, 000) 0, 000	0, 000	(0, 000, 000) 0, 000, 000	
	舗装工	アスファルト	m ²	(0, 000) 0, 000	0, 000	(0, 000, 000) 0, 000, 000	
	法面保護工	種子吹付	m ²	(0, 000) 0, 000	0, 000	(0, 000, 000) 0, 000, 000	
	防護施設工	ガードレール	m	(0, 000) 0, 000	0, 000	(0, 000, 000) 0, 000, 000	
	排水施設工	暗渠 ヒューム管	m	(0, 000) 0, 000	0, 000	(0, 000, 000) 0, 000, 000	
	〃	暗渠 PC管	m	(0, 000) 0, 000	0, 000	(0, 000, 000) 0, 000, 000	
	〃	暗渠工 アーチカルバート	m	(0, 000) 0, 000	0, 000	(0, 000, 000) 0, 000, 000	
	〃	プレスト管	m	(0, 000) 0, 000	0, 000	(0, 000, 000) 0, 000, 000	
	〃	盲暗渠	m	(0, 000) 0, 000	0, 000	(0, 000, 000) 0, 000, 000	
	〃	L型側溝	m	(0, 000) 0, 000	0, 000	(0, 000, 000) 0, 000, 000	
	〃	U型側溝	m	(0, 000) 0, 000	0, 000	(0, 000, 000) 0, 000, 000	
	〃	横断溝	m	(0, 000) 0, 000	0, 000	(0, 000, 000) 0, 000, 000	
	〃	流木止	式	(0, 000) 0, 000	0, 000	(0, 000, 000) 0, 000, 000	
	ブロック積工		m ²	(0, 000) 0, 000	0, 000	(0, 000, 000) 0, 000, 000	
	補強土壁工	テールアルメ	m	(0, 000) 0, 000	0, 000	(0, 000, 000) 0, 000, 000	
		直接工事費計				(0, 000, 000) 0, 000, 000	
	運搬費				(0, 000, 000) 0, 000, 000		
	諸経費				(0, 000, 000) 0, 000, 000		
	工事価格				(0, 000, 000) 0, 000, 000		
	消費税相当額				(0, 000, 000) 0, 000, 000		
	計				(0, 000, 000) 0, 000, 000		

(3) 代替施設計画書

① 代替施設計画書の様式及び記載例

代替施設計画書

当該代替施設を実施する者が、当該保安林の土地を使用する権利の取得の状況	所在地					面積 (実測又は見込) □ha	地目	土地を使用する権利の種類	権利等の取得の状況	登記名義人 (承継人)	備考									
	市郡	町村	大字	字	地番															
	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	△△	〇	〇〇〇〇	所有権	令和〇〇年〇月〇日取得	〇〇〇〇	別紙No.〇のとおり									
	計	"	"	"	〇筆	〇	〇〇〇〇													
代替施設に要する資金の総額及び調達方法	資金総額		調達方法																	
	(千円)		種類及び名称	金額		摘要														
	(〇〇〇, 〇〇〇)		県費	(〇〇〇, 〇〇〇) 千円 〇〇〇, 〇〇〇		令和〇年度 当初予算計上														
	〇〇〇, 〇〇〇		国費	() 千円																
注()は保安林内		合計	(〇〇〇, 〇〇〇) 千円 〇〇〇, 〇〇〇																	
代替施設に要する経費 ()は保安林内	項目			員数	単価	金額	摘要													
	大項目	中項目	小項目																	
代替施設に関する工事の工程 注) 上段=保安林 下段=全体計画	自 令和 年 月 日 ~ 至 令和 年 月 日																			
	令和〇年					令和〇年												令和〇年		
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	舗装工																			
	法面保護工																			
	排水施設工																			
ブロック積工																				
補強土壁工																				

	種 類	用 途	規 模	構 造	所 在	摘 要	
代替施設の内容	舗 装 工	保全施設	(○, ○○○) ○, ○○○m ²	アスファルト	内 外	<input type="text"/>	
	法面保護工	〃	(○, ○○○) ○, ○○○m ²	種子吹付	〃	<input type="text"/>	
	排水施設工	〃	(○, ○○○) ○, ○○○m	暗渠 (ヒューム管)	〃	<input type="text"/>	
	〃	〃	(○, ○○○) ○, ○○○m	〃 (PC管)	〃		
	〃	〃	(○, ○○○) ○, ○○○m	〃 (アーチカルバート)	〃		
	〃	〃	(○, ○○○) ○, ○○○m	〃 (プレスト管)	〃		
	〃	〃	(○, ○○○) ○, ○○○m	〃 (盲暗渠)	外		
	〃	〃	(○, ○○○) ○, ○○○m	L型側溝	内 外		
	〃	〃	(○, ○○○) ○, ○○○m	U型側溝	〃		
	〃	〃	(○, ○○○) ○, ○○○m	横断溝	内		
	〃	〃	(○, ○○○) ○, ○○○m	流木止	〃		
	〃	〃	(○, ○○○) ○, ○○○m		〃		
	上段()書は 保安林部分	ブロック積工	〃	(○, ○○○) ○, ○○○m ³		〃	<input type="text"/>
		補強土壁工	〃	(○, ○○○) ○, ○○○m	テールアルメ	外	<input type="text"/>

※項目が多く記入できない場合は、別紙のとおりとすること。

※備考欄には、事業計画図兼代替施設計画図の凡例に併せること。(色分け)

その他参考となるべき事項

1 当該保安林の土地と併せて当該事業の用に供される土地がある場合、当該土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得状況

2 流量計算

(1) 雨水流出量算出根拠

(2) 排水施設流量の算出根拠

(3) 排水施設流量計算とりまとめ表

区分	集水区域の状況				雨水流出量			排水施設						安全率 Q ₂ Q ₁	備考	
	ブロック番号	林地%	草地%	耕地%	裸地%	集水面積 A ha	流出係数 f	雨水流出量 Q ₁ m ³ /s	種類	断面積 a m ²	径深 R	粗度係数 n	勾配 I %			流速 V m/s
工事																別添構造図No.○を参照
中																
工事																
後																

3 流末処理の方法

4 転用に伴う流出土砂の防止計画

(1) 流出土砂量の算出根拠

(2) 土砂流出貯留施設計算とりまとめ表

区 分 番 号	集水区域の状況					土砂流出量											計	貯留施設			安 備 考 率				
	集 水 面 積 (ha)	状 況				裸 地			草 地 (又 は 耕 地)			林 地						土 砂 量 (m ³)	土 砂 量 (m ³)	種 類 及 び 構 造 量 (個)		貯 留 量 (m ³)			
		裸 地 (%)	耕 地 (%)	草 地 (%)	林 地 (%)	面 積 (ha)	□ 当 り 流 出 量 (m ³ /年)	期 間 (年)	土 砂 量 (m ³)	面 積 (ha)	□ 当 り 流 出 量 (m ³ /年)	期 間 (年)	土 砂 量 (m ³)	面 積 (ha)	□ 当 り 流 出 量 (m ³ /年)	期 間 (年)							土 砂 量 (m ³)		
工 事 中																									
工 事 後																									

※工事期間が4月以下の場合は、一様に4ヶ月として計算すること。

	5 洪水調整計画
	6 造成森林計画
	7 その他（代替施設安定計算書等）

② 代替施設計画書の記載上の注意

項 目	記載上の注意事項
当該代替施設を実施する者が当該保安林の土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得の状況	事業計画書の「当該事業を実施する者が当該保安林の土地を使用する権利の種類および当該権利の取得状況」に準じて記載すること。
代替施設に要する資金の総額及びその調達方法	事業計画書の「事業資金の総額及びその調達方法」に準じて記載すること。
代替施設に要する経費	代替施設に要した経費のみを計上し、記載にあたっては、事業計画書の「事業経費」に準じて記載すること。 詳細は、別紙2を参照すること。
代替施設に関する工事工程	利用計画平面図、防災計画平面図及び排水計画平面図等に照らし、具体的に記載すること。
代替施設に関する当該工事により設置される施設の種類・用途・規模・構造及び所在	代替施設の工種、数量、規模、工種は事業計画書の工程等と整合するように記載すること。
その後参考となるべき事項	<p>1 当該保安林の土地と併せて当該事業の用に供される土地がある場合、当該土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得状況事業計画書の「その他参考となるべき事項」に準じて記載すること。</p> <p>2 流量計算</p> <p>(1) 雨水流出量算出根拠</p> <p>(例) $Q1 = 1/360 \times f \times r \times A$</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>$Q1 = \text{雨水流出量 (m}^3/\text{s)}$ $f = \text{流出係数 (林地} = 0.00, \text{草地} = 0.00, \text{裸地} = 0.00 \text{を使用)}$ $r = \text{設計雨量強度} = 10 \text{年確率雨量強度}$ $A = \text{集水区域面積 (ha)}$</p> </div> <p>の計算式で算出した。((3) の排水施設流量計算とりまとめ表の流出係数は面積加重平均した。)</p> <p>(2) 排水施設流量の算出根拠</p> <p>(例) $Q2 = V \times a$</p> <p>[$Q2$: 排水流量 (m³/sec) V : 流速 (m/sec) a : 断面積 (m²)]</p> $V = \frac{1}{n} \times R^{2/3} \times I^{1/2}$ <p>[V : 流速 (m/sec) n : 粗度係数 R : 径深 I : 勾配]</p> <p>の計算で算出した。(使用因子は、「(3) 排水施設流量計算とりまとめ表」のとおり。)</p>

- ①詳細については第8 保安林の転用に係る事業又は施設の設置の基準を参照のこと。
- ②排水施設の「許容流量」の算出のための流速は、原則としてマンニング公式を使用すること。
 なお、流速は、原則として 0.2～6.0m/sec とし、排水断面の安全率を 1.2 倍以上とする。又、6.0m/sec をこえる流速については、「落差工」等のウォータークッションを設けて水路勾配を緩にし、流速を減ずるような方法又は排水断面の安全率を 2 倍以上にする等の措置を講ずること。

(3) 排水施設流量計算とりまとめ表

ブロック番号	集水区域の状況				雨水流出量			排水施設						安全率 Q1 Q2	備考
	林地%	草地%	耕地%	裸地%	集水面積 A	流出係数 f	雨水流出量 Q	種類	断面積 a	径深 R	粗度係数 n	勾配 I	流速 V		
工事中							m ³ /s	m ²				%	m/s	m ³ /s	別添構造図No.○を参照
工事後															

- ①排水施設とりまとめ表は「工事中」と「工事後」に分けて作成すること。
- ②図面と対応できるように、ブロック番号を附すること。
- ③当該表は、添付書類として別紙とすることができる。
 なお、
 ア 保安林解除面積が 1 ha 以下であって、
 ・森林法第26条第 2 項及び第26条の 2 第 2 項（公益上の理由）によるもの。
 ・森林法第26条第 1 項及び第26条の 2 第 1 項（指定理由の消滅）によるもので、土地の形質の変更行為の態様等が軽微であると認められるもの。
 イ 国又は地方公共団体が行う専ら道路（高速自動車国道を除く。）の新設又は改良に係るものについては、次のとおり省略し記載してよい。

(4) 流出係数

裸地については 0.9 から 1.0 とするが、なるべく 1.0 の使用が望ましい。

(例) 流量計算

- ①最大降水量 $○○○.○\text{m}^3/\text{s}$ ②雨量強度 $○○○.○\text{mm}/\text{hr}$
③流出係数 $○.○○$ ④計算式 マニング公式
⑤表面排水としてU型側溝 $L=○.○○○\text{m}$ 、L型側溝 $L=○.○○○\text{m}$ を設置する。
また、地下排水として盲暗渠を $L=○○\text{m}$ を設置する。
⑥横断排水として暗渠(○箇所)、アーチカルバート(○箇所)を設置する。
⑦以上の計算の結果、各施設とも安全率 $○.○$ 倍以上であり問題なし。

3 流末処理の方法

- (1) どのような排水施設をどこに接続し処理するか排水系統等を明確にすること。
(2) 接続する河川の管理者と協議した結果等の資料についても添付し、説明を記載すること。
(3) 流末処理施設等の安全を確保するため、洗堀防止策がたてられていること。

(例) ヒューム管 $\phi○○○$ で調整池へ集水し、洗堀のため吐口工を施工し、 $○○$ 管理の $○○$ 川に接続し、放流する。
なお、 $○○$ 川の雨水流出量及び排水許容流量は、「とりまとめ表」のとおりである。また、 $○○$ 川の管理者である $○○○$ とは、資料No.○のとおり $○$ 年 $○$ 月 $○$ 日付けで協議済みである。

4 転用に伴う流出土砂の防止計画

- (1) 土砂流出の算出根拠
算出に用いた単位当たり土砂流出量及びこれを採用した理由等を記載すること。

(例)

工事中 裸池 $○○○\text{m}^3/\text{ha}\cdot\text{年}$
工事後 裸池 $50\text{m}^3/\text{ha}\cdot\text{年}$ (3年目まで)
" " $20\text{m}^3/\text{ha}\cdot\text{年}$ (4~5年目まで)
草 地 $15\text{m}^3/\text{ha}\cdot\text{年}$

- ①詳細については別冊「保安林の転用許可基準」(P5)を参照のこと。
②工事中の期間が4ヶ月未満のものは4ヶ月として計算すること。
③工事中及び工事後における流出土砂量は、地形、地質、地被状態を考慮して適切に定められたものであること。
④ゴルフ場等の大規模な開発行為及び当該開発行為が公共施設等の近くで実施されるときは、原則として5年間の土砂流出量を見込むこと。

(2) 土砂流出貯留施設計算とりまとめ表
土砂流出防止施設計画の総括「土砂流出防止施設とりまとめ表」
にとりまとめる。

区 分	集水区域の状況					土砂流出量										計	貯砂施設			安 全 率	備 考			
	ブ ロ ッ ク 番 号	状 況				裸 地			草 地 (<small>又は耕地</small>)			林 地			土 砂 量		土 砂 量	種 類 及 び 構 造	貯 砂 量					
		裸 地	耕 地	草 地	林 地	面 積	当 期 流 出 量	期 間	土 砂 積 量	面 積	当 期 流 出 量	期 間	土 砂 積 量	面 積								当 期 流 出 量	期 間	土 砂 積 量
(ha)	(%)	(%)	(%)	(%)	(ha)	(m ³ /年)	(年)	(m ³)	(ha)	(m ³ /年)	(年)	(m ³)	(ha)	(m ³ /年)	(年)	(m ³)	(m ³)	(m ³)	(個)	(m ³)				
工 事 中																								
工 事 後																								

①「土砂流出防止施設とりまとめ表」は、「工事中」と「工事後」に分けて作成、記載すること。

②図面と対応できるように、ブロック番号を附すること。

③当該表は、添付書類として別紙とすることができる。

なお、

ア 保安林解除面積が1 ha 以下であって、

- ・森林法第26条第2項（公益上の理由）によるもの。
- ・森林法第26条第1項（指定理由の消滅）によるもので、土地の形質の変更行為の態様等が軽微であると認められるもの。

イ 国又は地方公共団体が行う専ら道路（高速自動車国道を除く。）の新設又は改良に係るもの。

については、下記のとおり省略し記載してよい。

(例) 土砂流出計算書

①集水区域の状況 ○○.○ha

②流出土砂量 ○○.○m³

③貯砂量

④貯砂施設

特に貯砂施設は設けないが、切土法面に厚層基材を吹き付けるので土砂の流出はない。

5 洪水調整計画

(1) 洪水調整計画については別冊「保安林の転用許可基準」(P 7)を参照のこと。

(2) 洪水調整池等は、計算書とりまとめ表（箇所毎に因子、計算値、安全率等及び公式を記載すること。）についてのみ記載することとして差し支えない。

	<p>6 造成森林計画 造成森林については、その対象地、造成方法（樹種、□当たりの植栽本数、植栽木の大きさ等）について記載すること。 転用後において森林に復旧する場合は原則として、樹高1メートル以上のマツ、スギ、ヒノキ、ヤシヤブシ、ヤマハンノキ、ヤマモモ、ニセアカシア等の高木性樹木の中から適切な樹種を選択し、植栽本数は、別冊「保安林の転用許可基準」（P 1 1）以上とするよう計画されていること。 なお、土石の採掘跡地では、土地流出防止のための法面緑化工、植栽、施肥、客土等が計画されていること。</p> <p>7 その他（代替施設安定計算書等）</p> <p>(1) 1～6以外に特に参考となるべき事項について必要に応じ記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替保安林の計画がある場合には、その計画内容（指定の目的、場所、面積等）記載すること。 ・工事中の災害対策等を記載すること。 <p>(2) 代替施設安定計算書は、計算書とりまとめ表（箇所毎に因子、計算値、安全率等及び公式を記載すること。）についてのみ記載することとして差し支えない。 また専ら道路の新設又は改良（高速自動車国道を除く）の事業については次のとおり省略し記載してよい。</p> <p>(例) 安定計算</p> <p>①ブロック積</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 転倒について (財) 林業土木コンサルツ発行の森林土木構造物 2) 滑動について 標準設計を使用したので計算は省略した。 3) 沈下について 4) 水抜穴について 2.0 m²に1ヶ所布設する。
--	---

代替施設事業経費

() は保安林内

費目	工種	種目	単位	員数	単価	金額	摘要
本工事	舗装工	アスファルト	m ²	(0,000) 0,000	0,000	(0,000,000) 0,000,000	
	法面保護工	種子吹付	m ²	(0,000) 0,000	0,000	(0,000,000) 0,000,000	
	排水施設工	暗渠 ヒューム管	m	(0,000) 0,000	0,000	(0,000,000) 0,000,000	
	〃	P C 管	m	(0,000) 0,000	0,000	(0,000,000) 0,000,000	
	〃	アーチカルハート	m	(0,000) 0,000	0,000	(0,000,000) 0,000,000	
	〃	フレスト管	m	(0,000) 0,000	0,000	(0,000,000) 0,000,000	
	〃	盲暗渠	m	(0,000) 0,000	0,000	(0,000,000) 0,000,000	
	〃	L 型溝	m	(0,000) 0,000	0,000	(0,000,000) 0,000,000	
	〃	U 型溝	m	(0,000) 0,000	0,000	(0,000,000) 0,000,000	
	〃	横断溝	m	(0,000) 0,000	0,000	(0,000,000) 0,000,000	
	〃	流木止	式	(0,000) 0,000	0,000	(0,000,000) 0,000,000	
	ブロック積工		m ²	(0,000) 0,000	0,000	(0,000,000) 0,000,000	
	補強土壁工	テールアルメ	m	(0,000) 0,000	0,000	(0,000,000) 0,000,000	
	直接工事費計					(0,000,000) 0,000,000	
	諸経費					(0,000,000) 0,000,000	
	工事価格					(0,000,000) 0,000,000	
	消費税相当額					(0,000,000) 0,000,000	
	計					(0,000,000) 0,000,000	
	合計					(0,000,000) 0,000,000	

工事工程表

種類 \ 期間	〇年						〇年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
擁壁工事		—————	—————	—————	—————	—————			
			-----	-----	-----	-----			
排水工事			—————	—————	—————	—————			
				-----	-----	-----			
道路工事			—————	—————	—————	—————			
				-----	-----	-----			
緑化工事						—————			

雑工事			—————	—————	—————	—————			
			-----	-----	-----	-----			
防災施設工事	—————	—————							
	-----	-----							

全体 ————— 保安林 -----

同 意 書

長崎県知事 ○○○○ 様

年 月 日

市町長 ⑩

下記に所在する保安林の解除については異議ありません。

記

- 1 保安林の所在場所
市 町
郡 大字 字 番地
- 2 保安林の種類 ○○○保安林
- 3 要解除面積 △, △△△△ha
- 4 解除の理由

(何のため、どういう理由で解除を必要とするか、また、解除面積は必要最小限度か、解除に伴う受益対象への影響はどうかなどの内容を記載する。)

保 安 林 解 除 同 意 書

長崎県知事 ○○○○ 様

年 月 日

市町長

⑩

下記に所在する保安林の解除については異議ありません。

記

- 1 保安林の所在場所
市 町
郡 大字 字 番地
- 2 保安林の種類 ○○○保安林
- 3 要解除面積 △, △△△△ha
- 4 解除の理由

(注) 権利者、受益者(公民館長等)に使用する。

土 地 使 用 承 諾 書

長崎県知事 ○○○○ 様

年 月 日

市町長

⑩

下記に所在する土地を○○○事業残土捨場として使用されることを承諾します。

記

- 1 保安林の所在場所
市 町
郡 大字 字 番地
- 2 土地の種類 現況:○○ 地目:○○
- 3 土地使用承諾面積 △, △△△△ha